

羽生市議会都市民生常任委員会会議録（第1日）

議事日程 令和8年3月9日（月曜日）午前 9時30分 開 会

第 1 開 会

第 2 現地調査 市道路線の認定・廃止箇所

第 3 審査事項

1) 議案第 2 号 令和8年度羽生市一般会計予算のうち、都市民生委員会
所管分

2) 議案第 2 2 号 市道路線の認定について

3) 議案第 2 3 号 市道路線の廃止について

第 4 散 会

出席委員（7名）

中 島 直 樹 委員（委員長）	柳 沢 暁 委員（副委員長）
昆 佳 子 委員	川 田 真 也 委員
西 山 丈 由 委員	松 本 敏 夫 委員
丑久保 恒 行 委員	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

山 木 章 史	まちづくり部長	横 田 徳 司	建 設 課 長
関 根 渉	課長補佐兼 管 理 係 長		
須 永 正 弘	健康福祉部長	一ノ瀬 元 章	社会福祉課長
稲 田 信 一	こども家庭課長	鈴 木 尚 美	児童保育課長
佐 藤 友美代	高齢介護課長	本 間 健 史	健康づくり 推 進 課 長

秋本 悟	国保年金課長	飯塚 保	課長補佐兼 生活支援係長
松本 美雪	母子保健係長	高田 利泰	児童保育係長
間篠 雄介	高齢福祉係長	齋藤 知宣	健康づくり 推進係長
山畑 佳菜	後期高齢 年金係長		

事務局職員出席者

岡田 光弘	総務課長
-------	------

午前 9時30分 開 会

○中島直樹委員長 定時になりました。

ただいまから都市民生委員会を開きます。

これより本日の会議を開きます。

まず、日程についてお諮りいたします。本委員会の日程は、ペーパーレス会議システムの登録の日程によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 ご異議なしと認めます。

ペーパーレス会議システムに登録の日程により行います。

これより日程に入ります。

課長の説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

まちづくり部長。

○山木章史まちづくり部長 皆様、改めましておはようございます。まちづくり部長の山木でございます。

本日は、議案第22号 市道路線の認定及び議案第23号 市道路線の廃止に関する審査になります。

明日10日は、議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算のまちづくり部所管部分、議案第7号 令和8年度羽生市水道事業会計予算に関する審査になります。

11日は、議案第10号 令和7年度羽生市一般会計補正予算(第12号)のまちづくり部所管部分。

そして、最終日12日は、議案第11号 令和7年度羽生市一般会計補正予算(第13号)のまちづくり部所管部分、議案第14号 令和7年度羽生市水道事業会計補正予算(第3号)、議案第15号 令和7年度羽生市下水道事業会計補正予算(第1号)、議案第20号 羽生市公共下水道条例の一部を改正する条例、議案第8号 令和8年度羽生市下水道事業会計予算に関する審査、10議案になります。どうぞよろしくお願いたします。

○中島直樹委員長 これより、現地調査を行いたいと思いますが、現地調査に先立ち、建

設課長に簡単な概要説明を求めます。よろしく申し上げます。

建設課長。

○横田徳司建設課長 改めましておはようございます。建設課長の横田でございます。

同席する職員を紹介させていただきます。

課長補佐兼管理係長の関根でございます。

○関根 渉課長補佐兼管理係長 関根です。よろしく申し上げます。

○横田徳司建設課長 それでは、着座にて説明させていただきます。

議案第22号 市道路線の認定について及び議案第23号 市道路線の廃止について申し上げます。

初めに、認定について申し上げます。

こちら認定に係る案件は16路線です。内訳は、利根川堤防強化事業による管理用道路の建設に伴うものが6路線、中川河川改修事業に伴うものが5路線、宅地分譲に伴うものが3路線、企業誘致に伴うものが2路線です。

次に、廃止について申し上げます。

廃止に係る案件は15路線です。内訳は、利根川堤防強化事業による管理用道路の建設に伴うものが5路線、中川河川改修事業に伴うものが4路線、企業誘致に伴うものが3路線、未供用路線が3路線です。

詳細については、現地確認後に説明させていただきます。時間の都合上、省略する部分もありますが、ご了承ください。

以上、簡単ですが、概要説明とさせていただきます。それでは、よろしく願いいたします。

○中島直樹委員長 それでは、現地調査に向かいたいと思います。

この後、5分後を目安に、庁舎東側に、いつもの場所ですね、集合をお願いします。

暫時休憩いたします。

午前 9時36分 休憩

午前10時30分 開議

○中島直樹委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第22号 市道路線の認定について及び議案第23号 市道路線の廃止については関連がありますので、一括して議題とします。

この後の説明、質疑及び討論は一括して行いますが、採決は議案ごとに行いますので、よろしくをお願いします。

それでは、建設課長に説明を求めます。よろしくをお願いします。

建設課長。

○横田徳司建設課長 先ほどは現地確認いただきましてありがとうございました。

それでは、議案第22号及び第23号の市道路線の認定について及び廃止について詳細を申し上げたいと存じますが、一連の案件でありますので、一括して説明させていただきます。

参考資料10を御覧いただきたいと思います。

また、認定路線、廃止路線、それぞれ起終点の写真を参考資料として、こちらの画面に出させていただきます。併せてご確認ください。

なお、認定に係るもののみ、延長及び幅員を参考資料10の図の中に記載させていただきます。

まず、1ページですが、上新郷地内の道の駅はにゅう西側付近です。認定整理番号1は、利根川堤防強化事業により整備されました管理用道路を市道認定し、一般の通行ができるようにするものです。こちらの写真ですと左側のほうです。舗装まで出来上がった状態です。

廃止整理番号1と認定整理番号2ですけれども、堤防の拡幅により道路の一部が堤防の下となってしまう、終点側の位置が変わるため、一度1017号線を廃止し、新たに1322号線を認定し直すものとなります。

次に、2ページの認定整理番号3は、小須賀地内において、民間開発による物流施設の建設に伴い、外周道路として新たに整備された道路を認定するものです。こちら左側です。

次に、3ページの認定整理番号4は、上岩瀬地内において、民間開発により宅地分譲で新たに整備された道路を認定するものです。写真左側になります。

次に、4ページの廃止整理番号2と3は、小須賀地内において、未供用かつ整備の計画もない認定道路の存在が判明し、このたび廃止するものです。

次に、5ページですが、稲子地内の諏訪神社付近であります。堤防強化事業により整

備されました管理用道路を市道認定し、一般の通行ができるようにするものです。

廃止整理番号4、6、7は、堤防の拡幅により道路の一部が堤防の下となってしまう終点の位置が変わるため、一度廃止し、利根川の管理用道路と併せて認定整理番号5、7、8を新たに認定し直すものです。

廃止整理番号5と認定整理番号6は、利根川の管理用道路と一部重複する区間が生じた2180号線を一度廃止し、起点を変更し、2490号として認定し直すものです。

次に、6ページの認定整理番号9は、砂山地内において、民間開発により宅地分譲で新たに整備された道路を認定するものです。

次に、7ページの認定整理番号10は、加羽ヶ崎地内において、民間開発による宅地分譲で新たに整備された道路を認定するものです。

次に、8ページの廃止整理番号8は、南6丁目地内において未供用かつ整備の計画のない認定道路の存在が判明し、このたび廃止するものです。写真をよく御覧いただきたいと思います。右側の写真でございまして、道路の形態、形跡は全くない状況です。

次に、9ページですが、上羽生地内の羽生領用悪水路土地改良区跡地付近となります。中川河川改修事業で川幅が広がったことに伴い、認定及び廃止をするものです。

廃止整理番号9と認定整理番号11は、川幅が広がったことにより、道路がなくなってしまったため、9021号線を一度廃止し、駐車場等の利用のため、一般の通行があり、将来的に舗装等の整備を求められている区間のみを9533号線として認定し直すものです。それ以外の区間は河川の管理用道路として、河川管理者である埼玉県で管理するものとなります。

廃止整理番号10は、川幅が広がったことにより、起点部分が川の中となってしまうため、9022号線を止するものです。

なお、9022号線は、その大部分が羽生領島中領用排水路土地改良区が管理する井泉水路の管理用道路となっており、一般の通行がないこと、かつ底地も羽生領名義の土地となっていることから、再認定はしないこととします。

次に、10ページですが、北袋地内の南部幹線北側及び南側付近となります。

廃止整理番号11は、既存の工場が敷地の一体利用を目的として市道を払い下げるため廃止するものです。

廃止整理番号12は、民間開発による物流施設の整備に伴い、市道を一部払い下げるため廃止し、残る区間を認定整理番号15のとおり認定し直すものです。

認定整理番号12は、中川河川改修事業に伴い、堤防上に整備された道路を市道認定し、一般の通行ができるようするものです。

廃止整理番号13、14と、認定整理番号13、14、16は、堤防の拡幅により道路の一部が堤防の下となってしまう、起点または終点の位置が変わるため一度廃止し、新たに認定し直すものです。

最後に、11ページですが、喜右エ門新田地内の南部幹線北側で、大沼工業団地東側隣接地付近となります。

廃止整理番号15は、民間開発による物流施設の整備に伴い、市道を払い下げるため廃止するものです。

以上、市道の認定、廃止について説明させていただきました。ご審査よろしくお願ひします。

○中島直樹委員長 ただいまの建設課長に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

松本委員。

○松本敏夫委員 この道路の認定、廃止ありますよね。これ一括してやりますけれども、これどこの組織図で役所の、例えばまちづくりの組織内なのか、財政なのか、認定、廃止というのはどこで決めるの、これ、組織は。

○中島直樹委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 この市道につきましては、建設課のほうで担当しております。ですので、建設課のほうで認定、廃止のほうも提案させていただくものとなっております。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 質疑も尽きましたので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 討論もないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、議案第22号 市道路線の認定について、本案はこれを認定することに賛成の

委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○中島直樹委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第23号 市道路線の廃止について、本案はこれを認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○中島直樹委員長 賛成全員であります。

よって、本案はこれを認定することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 9時38分 休憩

午前 9時48分 開議

○中島直樹委員長 再開いたします。

続きまして、議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算、別冊1のうち、本委員会付託部分を議題といたします。

社会福祉課所管部分について、社会福祉課長に説明を求めますの前に、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

健康福祉部長。

○須永正弘健康福祉部長 改めまして、こんにちは。健康福祉部長の須永です。

本会議では大変お世話になり、ありがとうございました。

本日は、議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算のうち、健康福祉部所管部分についての審査をよろしくお願い申し上げます。

なお、3月11日水曜日、12日木曜日にも議案第3号 令和8年度羽生市国民健康保険特別会計予算などについての審査を併せて、よろしくお願い申し上げます。

それでは、私から説明のために出席しております職員を紹介いたします。

社会福祉課長の一ノ瀬です。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 一ノ瀬です。よろしくお願いいたします。

- 須永正弘健康福祉部長 国保年金課長の秋本です。
- 秋本 悟国保年金課長 秋本です。よろしくお願ひいたします。
- 須永正弘健康福祉部長 高齢介護課長の佐藤です。
- 佐藤友美代高齢介護課長 佐藤です。よろしくお願ひいたします。
- 須永正弘健康福祉部長 こども家庭課長の稲田です。
- 稲田信一こども家庭課長 稲田です。よろしくお願ひいたします。
- 須永正弘健康福祉部長 児童保育課長の鈴木です。
- 鈴木尚美児童保育課長 鈴木です。よろしくお願ひいたします。
- 須永正弘健康福祉部長 健康づくり推進課長の本間です。
- 本間健史健康づくり推進課長 本間です。よろしくお願ひいたします。
- 須永正弘健康福祉部長 それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。
- 中島直樹委員長 それでは、社会福祉課所管部分について、社会福祉課長に説明を求めます。

社会福祉課長。

- 一ノ瀬元章社会福祉課長 改めまして、社会福祉課長の一ノ瀬です。よろしくお願ひいたします。

同席の職員は、課長補佐兼生活支援係長の飯塚でございます。

- 飯塚 保課長補佐兼生活支援係長 飯塚です。よろしくお願ひいたします。
- 一ノ瀬元章社会福祉課長 それでは、着座にて説明させていただきます。

それでは、まず、参考資料1、予算説明書の60ページを御覧ください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費について、順次ご説明申し上げます。

初めに、社会福祉一般経費1,579万9,000円について、主なものを申し上げます。

61ページを御覧ください。

12節委託料818万5,000円ですが、上から1つ目、地域福祉計画策定委託料490万円について申し上げます。

当計画につきましては、現行の第3期計画が令和8年度末をもって5年間の計画期間が満了となることから、新たに第4期計画を策定するものとなります。策定に当たりまして、基礎調査やアンケート集計、分析、計画案の作成支援などについて事業者委託す

るものとなります。

なお、この委託費につきましては、12月議会でご可決いただいた補正予算において債務負担行為を設定しておりまして、既に入札を行い、280万5,000円で契約しております。

次に、上から3つ目、社会福祉法人指導監査支援業務委託料67万1,000円は、社会福祉法人の運営状況、財務管理状況等の監査について、指導監査調書の書類調査、調査結果報告、指導監査に関する相談対応を委託するものです。

ここで、議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算書のほうに移ります。一般会計予算書9ページ、第3表、債務負担行為を御覧ください。

表の3段目、先ほど説明申し上げました社会福祉法人指導監査支援業務委託について、令和8年度から10年度までの3年間、201万3,000円の限度額を設定しております。この監査は、羽生市が管轄する9法人について、各法人、3年に一度実施しております、これまで当委託は年度ごとに契約を行ってございましたが、債務負担行為を設定し、9法人3年分を一括して契約することにより、委託料を低く抑えようとするものとなります。

それでは、参考資料に戻ります。

参考資料1、予算説明書の61ページ、社会福祉一般会計経費、12節委託料の上から5つ目、生活困窮者子どもの学習支援業務委託料219万円ですが、こちらは貧困の連鎖を断ち切るため、生活保護受給世帯及び生活困窮世帯等の小学生、中学生、高校生を対象に無料の学習教室を開催し、基礎学力の向上、子どもの居場所づくりや社会性を身につけていくことを目的として支援を行うものとなります。

当事業は、国の生活困窮者就労支援事業等補助金の対象となっており、2分の1の補助となります。

続きまして、18節負担金補助及び交付金4万8,000円ですが、こちらはSAITAMA出会いサポートセンター市町村負担金となりまして、埼玉県が結婚を希望する方に出会いの機会を提供する公的な結婚支援センターに対する会費となり、市が加入することにより、市民が利用する際の登録料が安くなり、また、市外の会員を含め、市の婚活イベントを周知できるなどのメリットがあります。

続きまして、19節扶助費210万9,000円の住居確保給付金、こちらは離職または廃業により経済的に困窮し、住居を失うか、失うそれのある方へ、当面の住宅及び

就労機会の確保に向けて家賃を補助するものとなります。

次に、社会福祉団体等助成事業7,787万7,000円です。こちら18節負担金補助及び交付金ですが、こちら全て団体への補助金となります。上から2つ目、社会福祉協議会補助金6,357万9,000円は、社会福祉法人、羽生市社会福祉協議会に対して、その運営及び活動を支援するため補助金を交付するものです。

一番下の民生委員・児童委員協議会補助金1,049万2,000円は、地域社会の福祉条増進を図る活動を促進するため、羽生市民生委員・児童委員協議会に対し補助金を交付するものです。

なお、当補助金は、県の民生委員及び児童委員活動費補助金の対象となっております。62ページに移ります。

次に、自立支援給付費等事業20億9,307万2,000円についてご説明申し上げます。

こちらは、障がい者の方に実施する福祉サービスの経費となります。

主なものとして、12節委託料1,967万2,000円ですが、上から4つ目の障がい者就労支援センター業務委託料197万4,000円、それから上から6つ目、障がい者相談支援事業委託料734万9,000円、それから一番下の基幹相談支援センター業務委託料422万3,000円、こちらは身体、知的、精神のそれぞれの障がい者の方からの就労に関することや、生活等様々な相談に関すること、また、障がい福祉事業所からの相談等について、市内の社会福祉法人に委託して実施するものとなります。これらの事業は、加須市、行田市との3市共同で実施しており、予算額は羽生市の負担分となっております。

それから、自立支援給付システム保守管理委託料28万9,000円ですが、当システムは障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの支給決定や報酬を支払うためのものとなり、その保守に係る委託料となります。

なお、当委託料につきましては、システム標準化により、社会福祉課での個別予算執行が不要となることから、7月からの標準化移行を見込み、4か月分を計上しております。

しかしながら、当初予算案完成後の2月にシステムのベンダー会社から令和8年度中の標準化は困難との申出があったため、標準化は延期せざるを得なくなり、当委託料は不足することが見込まれます。現在、企画課におきまして、システム標準化延期に係る

全庁的な予算の過不足や、その調整方法を整理しているところでございます。その整理の結果、改めて予算調整を図ってまいりますので、ご承知おきいただければと思います。

続いて、63ページを御覧ください。

19節扶助費20億6,796万4,000円ですが、こちらは居宅介護、短期入所、生活介護等障がい者の方が福祉サービス事業所等において利用する様々なサービスの利用料についての市負担分となっております。

額が大きい主なものを申し上げます。

上から4つ目、生活介護費4億7,781万5,000円ですが、こちらは常時介護が必要とする障がいをお持ちの方が、障がい者施設において、通所または入所により、昼間における入浴、排せつ、食事等の介護サービスを提供するものです。

1つ下の施設入所支援費1億5,694万1,000円は、障害者支援施設に入所している方に対し、主に夜間の入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常会話上の援助を行います。

上から8つ目、就労継続支援費3億4,481万円は、一般企業への就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものです。

その1つ下の共同生活援助費3億5,922万9,000円は、共同生活を行うグループホームで、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活の援助を行うものとなります。

64ページに移りまして、上から10番目、真ん中より少し上になります。放課後等デイサービス費1億9,344万4,000円は、小学校、中学校、高校に通う障がい児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活の向上のための訓練を継続的に提供することにより、自立の促進と放課後の居場所づくりを推進する事業となります。

これら扶助費の主な財源として、国の障がい者自立支援給付費負担金、障がい児入所給付費等国庫負担金、県の障がい者自立支援給付費負担金、障がい児入所希給付費負担金がありまして、国が2分の1、県が4分の1の負担となっております。

続きまして、障がい者支援事業1億9,190万4,000円についてご説明いたします。

こちらも障がい者福祉サービスに関する経費となります。

65ページに移りまして、12節委託料185万3,000円を御覧ください。

重度心身障がい者医療費診査支払委託料の177万6,000円ですが、こちらは埼玉県国民健康保険学会連合会及び社会福祉診療報酬支払基金に委託している重度心身障がい者医療費の診査等委託料となります。

19節扶助費1億8,573万3,000円を御覧ください。

こちらが一番下、重度心身障がい者医療費助成費1億2,702万2,000は、重度心身障がい者の方が医療受診をした際の自己負担分を助成するものです。財源につきましては、県の重度心身障がい者医療費補助金として、2分の1の補助率となります。

少しページ飛びまして、81ページを御覧ください。

第3項生活保護費、第1目生活保護総務費でございます。生活保護総務一般経費2,675万9,000円についてご説明いたします。

主なものといたしまして、82ページの委託料1,435万6,000円ですが、次のページ、83ページ、上から2つ目の生活保護システム等保守委託料1,148万4,000円は、生活保護システムの操作利用等について、安定的かつ持続的に実施するため保守を委託するものです。

続きまして、生活保護費についてご説明いたします。

19節扶助費10億59万7,000円ですが、こちらは生活保護費として給付するものです。主な財源といたしましては、生活保護費負担金として4分の3を国が負担します。

なお、令和7年12月末現在における羽生市の生活保護受給者は462世帯、575人となっております。

こちら主なものを申し上げますと、まず、生活扶助費は、食費や光熱水費等、生活費に充てるもので、2億7,256万5,000円となっております。住宅扶助費は、賃貸住宅の家賃に充てるもので、1億5,586万8,000円となっております。医療扶助費は、医療機関受診の費用などに充てるもので、4億8,905万1,000円となっております。

次に、84ページを御覧ください。

災害救助費34万2,000円についてご説明いたします。

18節負担金補助及び交付金24万1,000円ですが、2番目のり災者応急住宅費補助金は、災害により住んでいる家を全焼または焼失した方が賃貸住宅を借りた場合に、月額家賃に対して上限2万円、最長で12か月分を補助するものとなります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの社会福祉課長の説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方はどうぞ。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 新年度予算の社会福祉課における重点事業としてどういったものがあるのか、お伺ひいたします。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 令和8年度における社会福祉課の重点事業としましては、まず、障がい者支援ということで、こちらは例年行っているものになりますが、自立支援給付費等事業、障がい者支援事業になります。障がい者に対し、必要に応じた障がい福祉サービス等の適切な支援を提供し、安心して地域で自立した生活を営めるように、共生社会の実現を図ってまいります。利用の増加によりまして、予算も年々増加してきておりますが、様々なサービスがありますので、障がい者の方が適切なサービスを受けられるように事務を執行してまいります。

次に、生活保護事業ですが、被保護者に対し、生活扶助等、必要に応じた扶助を適用し、最低生活の維持や安定を図るものとなりまして、保護世帯のほうも令和7年度ぐらゐまで増加傾向にあったんですが、現在はほぼ横ばいで推移しておりまして、こちらについては、適切な保護を実施していくとともに、それぞれの健康の増進や、また就労の支援を図ってまいります。

それから、令和8年度におきましては、第3期羽生市地域福祉計画及び地域福祉活動計画が計画期間を満了します。

また、第7期羽生市障がい福祉計画、第3期羽生市障がい児福祉計画が令和8年度末をもって計画期間を満了しますので、それぞれ次期計画を策定してまいります。

重点事業は以上となります。

○中島直樹委員長 ほかに。

川田委員。

○川田真也委員 お世話になります。

毎度の質問で申し訳ないんですけども、生活保護費について、ちょっとお話聞かせてください。

生活保護費の予算がとうとう10億円を超えてしまったと私は思っているんですが、

中を詳しく見ると、生活扶助費よりも医療扶助費が断然かかると、10億円のうち、約半分が医療扶助費ということで、年間、先ほど課長のほうからお話があったんですけれども、約570人ぐらいの方が生活保護で現在羽生市で生活しているんですけれども、何人ぐらいの方が5億円かかるのかなと思ひまして、教えていただけると、どんな治療をすると、こんなにかかるのか、教えてもらえればと思います。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 生活保護世帯につきましては、半数以上は高齢者世帯が占めておりますので、そういった意味でも医療費のほうがかかってくるものとなります。

また、傷病、こういった病気をきっかけに働けなくなって、生活保護に至るというケースもありますので、そういった意味でも、一定程度医療扶助費のほうはかかってまいります。

それで、大きいものと、がんですとか、そういったがんやもろもろ、200万円、300万円ぐらい一気にかかってくるような状況になりますので、医療費につきましては、保険金等の自己負担分ということではなく、医療費全体を生活保護制度の下で10分の10賄っていくこととなりますので、どうしても大きな病気とかになりますと、かなり1件で大きな金額、何百万単位でかかってまいりますので、そういったものが積み重なって、このような状況となっているものになります。

以上です。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。

高齢の方とか、病気になって、どうしても働けなくて生活保護を頂きながら、最低限の生活をするという形でいただいているんだと思うんですが、やっぱり、先ほどもお話の中で、令和6年度ぐらいまでは増加傾向だったけれども、7年度に入って横ばいになったというようなお話もあります。半分ぐらいが高齢の方ということですがけれども、あわせて、毎回聞いているんですけれども、外国籍の方の生活保護受給者の推移は、増えているのか、減っているのかを教えてください。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 生活保護では、外国人世帯の状況なんですが、最新の数字ですと、外国人の方が12世帯15人の方が受給されております。こちらが、令和6年度末は10世帯13人、5年度末が13世帯17人、4年度末が12世帯16人というこ

とですので、多少、年度によって多少のずれはあるんですが、ほぼ横ばいで推移しているかなというふうに見ております。

以上です。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 ありがとうございます。

年度別に世帯数と人数を教えてくださいなんですけれども、ずっとという人はどれくらいいるんですか。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 どのくらいかというのは、先ほども12世帯14人の中で、今年度新規2世帯2名という形になっております。10年以上となりますと、半分の5世帯ほどになります。

以上です。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 5世帯5人、人数、10年以上の方で。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 失礼しました。4世帯5人になります。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 人数からいくと、4世帯5人の方が10年以上、羽生で生活しながら生活保護を受けているという、これ現実なんですよ。だから、人数自体と羽生市全人口からしたら非常に少ないと思うんですけれども、やはり10年以上も、何で我々の税金で外国人の方を養わなくてはいけないのかなと疑問に思う方というのはたくさんいると思うんです。私も疑問なんですけれども。前に聞いたときに、国の方針で指導があるので、生活保護をしなくてはいけないというようなお話もいただいたんですけれども、そういうあれじゃ私も何も言えなくなってしまうんですけれども、やっぱり判例も、私もお話しさせていただいたことあると思うんですけれども、最高裁判所の判例では外国人の生活保護というのは、やっぱり違憲だよというような判例も出ているのが現実なんで、この10年以上もらっている方に、どうして自立できないのかなとか、あるいは生活保護を頂きながら日本で生活するのを前提に、この人たちは生活しているのか、その辺というのはどうなんですかね。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 こちらの10年以上受給されている方々のそれぞれ高齢の方になりますので、ここから就労して自立というのは難しいかなというふうには考えております。

それから、先ほど違憲というお話だったんですが、生活保護の対象は国民、国民には外国籍の方は含まれないという内容のものになりますので、違憲といったようなものにはならないかと思えます。その生活保護の対象にならない方については、生活保護法に準じて、こちら支援しているものとなりますので、その憲法違反とか、そういった議論にはならないかと考えております。

以上です。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 私は憲法違反かと思うんですけども、いいです、課長がそういうならしょうがないんですが、10年以上、高齢なんではしょうがないとか、国に帰ってもらったほうがいいんじゃないですかね、10年も払うんだったら。その辺はどうなんですか。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 長年日本で生活してきた方になりますので、国に帰ってくれと申されましても、なかなかそういったところも、新しい生活というのも難しいのかなと思われますので、こちらではそういった指導はしかねます。

以上です。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 はい、分かりました。

ただ、私みたいに思っている市民は本当にたくさんいるはずなんです。何で私たちの税金で日本人でない人たちの生活を保護しなくてはいけないんだというふうに思っている。特に若い人は多いです。やっぱり働いて日本国民として最低限の生活ができる、働いて、いろいろ頑張って、何か失敗してしまったときに、ちょっと体調が悪くなってしまったりとか、仕事に失敗してしまったりとかで、したくても仕事ができない、そういったときに、みんなで頑張ったけれども、失敗してしまった人を我々のお金でもう1回再起できるように頑張ろうよと、みんなでお金出して保護するのが、私は生活保護だと思っているので、ただ、外国の方で強く私は言ってしまって申し訳ないと思うんですけども、やはり外国人に生活保護というのはどうしても私自身が理解できないんですけども、国のほうの指導で同じように見てくださいという指導が来ていると思うので、

そういう答弁になってしまうのかなと思うんですけれども、ぜひその辺はそういう方がいるよというのを持っていただければと思います。

もう1回、申し訳ないんですけれども、昨年度、不正受給をした方が、皆さんの努力のおかげで1人見つかって検挙されたという形であったんですけれども、私もいろいろ見ているんですけれども、まだまだ何か、この人不正に受給しているんじゃないかなというような話もあちこちから聞くこともありますので、ぜひ生活保護が絶対駄目というんじゃないので、ここを少しずつ減らせれば、ほかに使える予算というのが振り分けられると思うので、できるだけ今後も、毎年毎年増えていってしまっ、予算で10億円なんで、10億円で済むわけないと思うんです、決算のときには。なので、その不正受給もしっかり私たちは見ているんですよというようなアピールしていただいたりとかもしていただきたいんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 生活保護制度において、不正受給の問題というのは、いろいろ話題になるという、こちらにも認識はしておりますので、そのあたりはこちらにも必要な課税状況の確認ですとか、そういったところをしっかりと行いまして、不正受給は駄目なんだよというところは、こちらもしっかり周知していかなければいけないのかなとは考えておりますので、そのあたりは今後も一生懸命やってまいりたいとは考えております。

以上です。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 はい、ありがとうございます。

お忙しいかと思うんですけれども、家庭訪問とかしていただいたり、生活実態の実情を見ていただければいいのかなと思います。特に私が思うには、子育て世代のひとり親の方というのは、結構ぎりぎりの危ないラインを渡っている方が多いと思います。籍は入れてないけれども一緒に住んでいたりとか、車ないはずなんだけれども、夜に車庫に車が止まっていたりだとか、そういう方というのは結構いると思うので、できれば、大変かと思うんですけれども、そうったところから一つ一つ見ていって、自立した生活ができるならば、ここから抜けてくださいというのも優しさだと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。長くなりましたが、ありがとうございます。

以上です。

○中島直樹委員長 ほかに。

松本委員。

○松本敏夫委員 64ページなんですけれども、よろしいですか。

大きなお金が計上されているんですけれども、放課後等デイサービス費として1億9,300万円もろもろが計上されているんですよ。これはどういったお金の、どういったときの状況で、このお金を使うのかと。それと、その人数、これだけのお金を使うんだから、どれだけの人数に該当する予算で組んでいるのか、その辺をちょっとお聞かせいただければと思うんですけれども。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 こちら放課後等デイサービス費なんですけど、こちら学校に通っている障がい児の放課後ですとか休校日、それから夏休みとかの長期休暇等において、通うサービスとなっております、療育手帳を持っているような知的障がいのお子さんを見るようなものになります。

その中で、日常生活の能力向上ですとか、そういったところのサービス等、また、少し学童に近いような利用のされ方をされる方がいらっしゃるんですが、そういったものになります。これも年々増加しております、決算ベースになるんですが、令和4年度で68人、令和5年度で87人、令和6年度で100人という形で、右肩上がりに伸びているような状況となっております、予算のほうも年々伸びているというような状況でございます。

以上です。

○中島直樹委員長 今、答弁で、放課後デイサービスで知的障がいとおっしゃいましたけれども、これ身体障がいとはまた別なんですか。身体障がいは含まれないんですか。

社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 少し1回確認を。すみません、基本的には知的障がいや精神障がいの子が一般的なんですけれども、身体障がいにつきまして確認させていただきます。

○中島直樹委員長 あと、先ほど課長が過去を振り返って増えている、増加傾向がある。その増加傾向というのはどういうふうに考察されています。なぜ増えているのかということに関しては。少子化、出生率は減っているわけじゃないですか。その逆らって増えるというのは、割合としてはすごいと思うのですよね。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 まず、先ほど申し上げた知的障がい療育手帳の所持者について

てなんですが、こちらは子どもの数は減っているのですが、年々増えております。令和5年度で595人、令和6年度で617人、令和7年度で、令和8年度1月1日現在で629人ということで、年々増加しております。それに鑑みまして、そういった放課後等デイサービスの利用の人数も増えておりまして、また、利用の人数だけでなく施設のほうも増えているというような状況で、そういった形で年々増えていくような状況になっております。

○中島直樹委員長 その療育手帳を持つ人の数が増えるというのは、どういうふうに、社会福祉課としてはどういうふうに考察されているのかというお話です。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 子どもの数は減っておりますので、それに反する形で増えているというところなんですが、こういったところは、こういった障がい者のサービスの利用というものは適切に受けたいというところで、これまで手帳とか取らずに、うちの子はそれには該当しないよというような考えの親御さんもたくさんいたかと思うんですが、そのあたりの意識は少しずつ変わってきているのかなというふうに考えております。

以上です。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

昆委員。

○昆 佳子委員 同じく64ページ、就労選択支援費が約1,900万円になるけれども、令和7年度の当初予算だと380万円ぐらいだったと思うんですけれども、この1,500万円超増えた、増額した理由を教えてくださいませんか。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 就労選択支援費なんですが、令和7年10月から始まったサービスとなっております。こちらはまだ令和7年度においては、その提供できるサービス事業所のほうがほとんどないような状況で、現在もほとんど増えていないような状況です。そういったところは、今後、後でできてくれば人数も増えていくのかなというところで、そういったところも含めた増額を見込んで予算のほうは計上させていただきました。

以上です。

○中島直樹委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 そのサービスをする事業者も増えることと、利用者も増えるということを見込んでいるということなんですけれども、どれくらい増えて、どれくらいの数を事

業者と利用者のほうを見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 あくまで見込みの数字にはなるんですが、予算としては毎月5名の方が利用するというところで、5名の12か月で、延べ60名くらいのことで想定しております。

以上です。

○中島直樹委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 事業者のほうはどのように見込んでいらっしゃるのか。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 事業者のほうにつきましては、現在羽生市で1事業者が開業の予定となっております、お隣の行田市でも1事業者見込みがあるところではあるんですが、こちらこのたび始めるためには研修の受講が必要になってくるんですが、この研修がなかなか予約が取れないような状況が続いているようでございまして、そのあたりでなかなか増えていけないような状況もありますので、そのあたりはしっかりできてくれば、これもっと事業者が増えるのかなというところも見込んでおりますので、なかなか想定が難しいところではあるんですが、今後、増えていくものと考えております。

○中島直樹委員長 ほかにございますか、質疑は。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 61ページの委託料の中の生活困窮者子どもの学習支援業務委託料219万円ですね、何人ぐらい予定しているのかというのを伺いたします。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 こちら40名程度の参加者、最大で40名程度を想定して予算のほうを見ております。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 昨年度よりかは少しずつ増えていっているようですけれども、十分な予算となっているかどうか、結構十分な予算取っておかないと、予算がないから絞るみたいな、対象者絞るということにならないのか、ちょっとその辺伺いたします。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 令和7年度なんですけど、2月現在で44名の方が登録されております。昨年度と比べると大分増えているような状況ですが、これまでちょっと年々、なかなか増加が見込めなかったんですが、広報の仕方等を工夫しまして増えたような状況になっております。この状況、またどんどん伸びが続くようであれば、きっと、そのあたりも予算の関係、また受け入れる場合のNPO法人さんの受入れの体制もあると思いますので、そのあたりは調整してまいりたいと考えております。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 そうですね、やっぱり何か調整するより、なるべく広く受け入れるほうが適切だと思いますので、その辺はもっとあれですよ、支援をしっかりと、財政支援もしっかりしますよというのをやって、その上で支援体制も充実させていくような考え方が望ましいかなと思うんですけども、何か予算とか足りなくなったら補正組んだり何かそういうしっかりとした準備というのがあるのかどうかお伺いします。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 こちらの、基本的には人が必要な事業になりますので、来月から先生を3人増やしてくださいと言われても、すぐできるようなものではありませんので、そういったところの調整も含めて、随時NPO法人さんのほうとはお話をさせていただいて、支障のないように進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 募集方法を変えていたら増えたという話がありました。やっぱりなるべく広く、そういう支援がありますよというのを広げていって、本当に生活困窮している人の支援が届くようにしていかないとなんですけれども、もっともっと募集方法とか工夫はされる予定というのはあるんでしょうか。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 こちらの事業の性質上、生活困窮者の方を対象としておりますので、大々的に、毎週ここやっていますよというような広報が取れないような事業となっております。なので、なかなかいろいろな形での広報を増やしていくというのは難しいかなというふうには考えているんですけど、一方で、一番利用していただきたいのは、生活保護世帯のお子さんたちになってくるわけなんですけど、そのあたりのご利用を増や

していくために、訪問の際での勧誘ですとか、そういったところに力を入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございませんか。

西山委員。

○西山丈由委員 62ページで、委託料の12節委託料、意思疎通支援事業委託料441万6,000円ですけれども、年間どの程度の利用を見込んでいるのでしょうか。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 こちら想定としましては年間300件程度の利用見込みでありまして、ケースとしましては、令和4年度から6年度の平均当たりを取って、そのように想定しております。

以上です。

○中島直樹委員長 西山委員。

○西山丈由委員 これ需要が余った場合というのはどうするんですか。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 こちら需要なんですけど、年度によって、決算額で言ったら違いがありますが、必要な方が必要なときにちゃんと使えるように、一定程度の予算は確保しておくことは必要だと考えておりますので、特に需要が今後全体的に減っていくというような傾向が見られれば、予算の計上についても考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございませんか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 61ページの右上の委託料の中の、その下の13節使用料及び賃借料の中の避難行動要支援者名簿システム使用料62万1,000円というのがあります。何かこれ、前年度、令和7年度はなかったと思うんですよね。これ新しく入ったんでしょうか。ちょっとこの辺、詳細をお伺いします。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 こちらは、令和7年度におきましては、これまでもあった予算にはなるんですが、これまで役務費の手数料のほう使用料のほうを見たものになりま

して、こちら委託費のほうにしたものとなります。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 この移したというのは何か、こんな理由で移したのかというのはどうなんでしょう。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 こちらのシステムにつきまして、システムの供給会社のほうが変わりまして、その契約の形態に合わせて、こういった形で費目を変えたものとなります。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 役務費のところには見当たらなかったんですけども、具体的にどこですか、令和7年度予算の、新年度予算、ちょっと私見ているんですけども。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 失礼いたしました。令和7年度から委託料に移っておりまして、令和6年度までと予算の取り方が変わっているものとなります。理由は、失礼しました。令和6年度なんですけど、役務費でなくて使用料及び賃借料の使用料のほうで予算を取っているものとなります。失礼しました。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 5年度の予算書がちょっと見当たらないので、確認をさせていただきます。

○中島直樹委員長 また改めてでよろしいですか。

○柳沢 暁委員 はい。

○中島直樹委員長 ほかに質疑は。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 暫時休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午前11時42分 開 議

○中島直樹委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第2号 国保年金課所管部分について、国保年金課長に説明を求めます。よろしくをお願いします。

国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 国保年金課長の秋本でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、同席する職員を紹介させていただきます。後期高齢年金係長の山畑でございます。

○山畑佳菜後期高齢年金係長 山畑です。よろしくお願いいたします。

○秋本 悟国保年金課長 大変恐縮ですが、着座にて失礼いたします。

それでは、議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算のうち、国保年金課所管部分について説明いたします。

参考資料1、予算説明書の66ページを御覧ください。

説明欄の国民年金事務一般経費ですが、8節旅費から12節委託料までは、国民年金の加入資格異動等の事務に要する経費で、202万9,000円です。前年度と比較し、72万5,000円の増となります。増額の主な要因は、年金業務のシステム改修による182万6,000円の増額と会計年度任用職員1名分の減額によるものです。年金業務のシステム改修は、国の制度改定により、令和8年10月から国民年金第1号被保険者の育児期間中の保険料免除制度の創設に対応するものです。これに伴い、市の国民年金システムを改修し、申請受付から免除判定、年金記録への反映まで適切に処理できる体制を整えます。

なお、前ページの特定財源が、国民年金事務委託金は、国民年金に対する国庫支出金で1,289万9,000円を計上いたしました。

続きまして、68ページを御覧ください。

説明欄下から2番目の後期高齢者医療事業を御覧ください。

27節繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金8億6,386万5,000円は、市が負担する医療費と保険基盤安定負担金及び事務費に係る金額の合計です。前年度と比較して1,195万5,000円の増となっております。主な要因といたしましては、後期高齢者の人口の増大によるものです。

なお、繰出金の額は、後期高齢者医療特別会計の一般会計繰入金と一致いたします。
こちらは特定財源がございます。66ページを御覧ください。

特定財源、上から2番目、後期高齢者医療保険基盤安定負担金については、先ほどご説明いたしました後期高齢者医療特別会計繰出金のうち、保険基盤安定繰出金に對しまして、その3分の4を県が負担するものです。

続きまして、67ページを御覧ください。

特定財源欄の一番下、後期高齢者健康診査委託金につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合からの委託金です。

続いて、68ページを御覧ください。

説明欄の一番下の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業48万9,000円を御覧ください。

本事業は、埼玉県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施するものです。国保年金課が実施しております保健事業、高齢介護課が実施しております介護予防事業、健康づくり推進課が実施しております健康増進事業を連携させることで、高齢者一人一人が健康で自立した生活が送れるよう、高齢者の介護予防、健康づくりに取り組むものです。

前年度と比較して33万4,000円に増となっております。増加の主な要因としては、令和8年度新たに重症化リスクが高い方に対しまして口腔支援、口の中の衛生状態や機能低下のチェックを行い、口の健康維持や機能回復を目的とした事業を開始することに伴う専門職の委託料になります。口腔機能低下のハイリスク高齢者を早期に発見し、適切な支援を行うことでフレイル予防と健康寿命の延伸を図ります。こちらも特定財源がございます。

67ページを御覧ください。

特定財源欄の上、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業委託金は、埼玉県後期高齢者医療広域連合から委託料で、事業費の10分の10を交付されるものです。

続いて、69ページを御覧ください。

4目国民健康保険事業費、説明欄の国民健康保険事業を御覧ください。

27節繰出金、国民健康保険特別会計繰出金3億6,716万7,000円は、国民健康保険特別会計の財政支援措置として繰り出すものです。前年度と比較して649万7,000円の減となっております。主な要因としては、基盤安定負担金繰出金の減に

よるものです。

なお、繰出金の額は、国民健康保険特別会計の他会計繰入金と一致いたします。

左側のページの特定財源欄を御覧ください。

先ほどご説明いたしました国民健康保険特別会計繰出金のうち保険基盤安定繰出金、保険者支援分、未就学児均等割保険税繰出金、産前産後保険税繰入金に対して、2分の1が国の負担となっており、これが上の段、国民健康保険基盤安定負担金4,532万円となっており、下の段、国民健康保険基盤安定負担金については、保険基盤安定繰出金、県の支援分の4分の1と保険基盤安定繰出金、保険税軽減分の4分の3、未就学児均等割保険税繰出金の4分の1、産前産後保険税繰入金の4分の1が県の負担となっており、その合計額が1億3,353万7,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方はどうぞ。

松本委員。

○松本敏夫委員 羽生市で結構なんですけれども、国民年金の加入者の人数が知りたい。

それと、5年間ぐらいの増減が知りたいですけれども。

[発言する者あり]

○中島直樹委員長 ほかに。

丑久保委員。

○丑久保恒行委員 後期高齢者が7年度、8年度かなり増えたといいますが、繰出金が増えたということは、人数もかなり増加しており、そういうことは言えるわけで、団塊の世代の増加というのは、7年度と8年度、どのぐらいの違いがあるんですか。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 丑久保委員おっしゃるとおり、後期高齢者の医療制度の加入者数、団塊の世代の方が順々になっておりまして、およそ毎年300人程度増えてきているような状態です。来年度につきましては、明後日の後期高齢者の特別会計で詳しくご説明させていただきたいと思いますが、9,000人を超える人数を見込んでおります。なので、7年度は8,700名ほどで見込んでいたものが、大体300名上がっているところが現状でございます。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 68ページの右下の高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施事業ということで、さっきもちょっと説明がありました。10分の10の補助でやっていくということなんですけれども、令和7年度よりか、また今回も予算が増えて、また今後、これあれですか、予算としても将来的にも増えていってこれを重点的にやっていくような、県の方針なんですか、ちょっとその辺の詳細についてお伺いします。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 こちらは国保年金課の一般会計のうちで、重点事業に上げさせていただいている1つでございます。委員おっしゃるとおり、こちらは県の補助10分の10で実施しております。やり方につきましては、今は3課連携してやらせていただいております。他市町村の状況を見させていただきますと、一部委託をしているなど、やはりマンパワーが必要で、高齢者と一緒になって、しっかりとしたフォローをしているもので、それを委託できる部分の中には存在していきますので、そこは十分検証させていただいて、放り投げる委託でなくて、一緒にやっていくような形の委託を目指して、この費用はもちろん上がっていくんですが、10分の10を超えない部分で計画していこうとは思っております。

以上でございます。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 重点事業ということだったんですけれども、このほか重点事業というのはどうものがあるかお伺いいたします。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 そのほかはないように聞こえてしまったら申し訳ないんですけれども、こちらは高齢者と一体的事業が重点事業でございます。そのほかは、一般会計では年金と国民健康保険と後期高齢者がございますので、本当に国の事業になっているような形なので、私たちで、裁量で動けるところは、やはりこの保険事業に力を入れて、今回、羽生はやはり歯の健康、小学生からすごく頑張っているのも、そこも含めて、お口の中の衛生状況をしっかり見ていこうという新しい事業を加えましたので、こちらで新しく、もっと健康になる方が増えるように取り組んでまいります。

以上でございます。

○中島直樹委員長 ほかに。

昆委員。

○昆 佳子委員 確認なんですけれども、社会福祉施設整備助成事業で、今年度8,000万円ぐらい前年度より減額になっているんですけれども、これは、その事業が今年度はないということでもよろしいのでしょうか。68ページです。

[発言する者あり]

○中島直樹委員長 ほかにありますか、質疑は。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 それでは、暫時休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 開議

○中島直樹委員長 再開いたします。

次の審査に行く前に、社会福祉課長から発言を求められておりますので、許可いたします。お願いします。

社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 先ほど委員さんからご質問のあった放課後等デイサービスの対象なんですけど、こちら身体障がい者の方も含まれております。

それから、柳沢委員からご質問のありました避難者行動要支援者名簿の予算なんですけど、令和8年度は使用料として予算を組んでおりまして、令和7年度まで委託料として取っております。こちら対象、契約相手を変更したところで委託内容の整理を行いまして、契約担当のほうとも相談しまして、この使用料のほうは予算として妥当だろうというところで変えたものとなります。

以上です。

○中島直樹委員長 よろしいですか。

はい。

○柳沢 暁委員 ちょっと具体的には今までどおりやるのでしょうか。それとも何かいろいろ変わるのでしょうか。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 実際に令和7年度からシステムの会社のほうは変わっており

まして、令和8年度は継続して行わせていただくものとなります。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 あと、金額はちょっと増えていますけれども、それは何か、年々これ上がっていくものなのか、それとも、これで毎年固定されるものなのかということなんでしょうか。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 基本的な予算につきましては、昨年度の額が、その料金改定がなければそのまま続くものと考えておりました、今年度上がった理由としましては、地図情報の中に自治会ですとか、民生委員さんの区割り、そういった地図情報の追加のほうを考えておりました、そのサポートについて、委託料が増額しているところになります。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 一時的に今回は上がって、また下がるという意味合いでいいのでしょうか。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 基本的な予算につきましては、今年度と来年度は同じものになります、今後は物価の高騰等の影響等で上がる可能性はありますが、基本的な内容としては同額でいくものと考えております。

以上です。

○中島直樹委員長 ありがとうございます。お疲れさました。

暫時休憩します。

午後 1時04分 休憩

午後 1時04分 開議

○中島直樹委員長 再開します。

議案第2号、高齢介護課所管部分について、高齢介護課長に説明を求めます。よろし

くお願いします。

高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 高齢介護課長の佐藤でございます。よろしく願いいたします。

同席しております職員を紹介いたします。高齢福祉係の間篠です。

○間篠雄介高齢福祉係長 間篠です。よろしく願いいたします。

○佐藤友美代高齢介護課長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算のうち、高齢介護課所管部分についてご説明いたします。

参考資料1、予算説明書の66ページを御覧ください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第3目老人福祉費、説明欄の一番下、老人福祉一般経費のうち、主なものについて申し上げます。

なお、こちらの事業に対しては、グループホーム（もくせいの里）家賃280万5,000円を充当いたします。

67ページに移ります。

14節工事請負費、もくせいの里空調更新工事請負費55万円につきましては、居室3部屋のエアコンを更新するものです。現在使用しているエアコンが製造から15年目となるため更新により、利用者の健康面、安全面に配慮した居住環境整備を図ります。

次に、18節負担金補助及び交付金、敬老祝金交付金783万5,000円は、長寿を祝福するために贈呈するものです。77歳の方859人に対し祝い金5,000円を、88歳の方278人に対し祝い金1万円を、99歳の方38人に対し祝い金2万円を贈呈することを見込んでおります。

続きまして、生活支援事業の主なものについて申し上げます。

この事業は、在宅で生活されている高齢者の方への生活支援で、介護保険の対象ではない市独自の事業に係る経費です。

12節委託料の上から3つ目、配食サービス事業委託料301万円は、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方を対象に、見守りを兼ね、週1回弁当を配達するもので、4,400食分を見込んでおります。

同じく委託料の上から4つ目、緊急通報業務委託料406万8,000円は、慢性疾患等をお持ちのお独り暮らしの高齢者等からの緊急コールに対応する通報業務委託で、

217台分を見込んでおります。

68ページに移ります。

次に、介護予防生きがい活動支援事業のうち、主なものについて申し上げます。

なお、こちらの事業につきましては、県の介護予防生きがい活動支援事業費補助金90万2,000円を充当いたします。

18節の負担金補助及び交付金、老人クラブ補助金289万4,000円は、老人クラブ連合会の運営補助金と、各地区の単位クラブ62か所への補助金でございます。老人クラブでは、グラウンドゴルフ大会や健康づくりを目的とした調理実習、友愛訪問活動など幅広い活動を行っています。

次に、老人援護事業につきましては、老人措置費負担金1,185万8,000円を充当いたします。

19節扶助費のうち、老人措置費8,690万4,000円は、養護老人ホームへの入所者に係る措置費です。近年、措置を要する高齢者が増加傾向にあることから、昨年度より1人多い、延べ31人分を見込んだため、昨年度よりも増額となっております。

次に、社会福祉施設整備助成事業773万円につきましては、市内事業者が施設に非常用自家発電装置を設置するに当たり、事業者に助成をするものです。

なお、当事業には国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金により10分の10充当されます。

また、当事業について、現在、令和7年度補助金の二次募集に申請中であり、補助金の内示が今月中の予定であり、その場合は年度内の整備完了が困難であることから、12日の委員会でご説明いたします令和7年度の繰越明許費も併せて提出をしております。

なお、申請中の令和7年度国庫補助金の採択次第では、今ご説明をしております令和8年度の予算については、未執行になる可能性があることを申し添えさせていただきます。

69ページに移ります。

第5目老人憩の家費につきましては、手子林及び井泉地区にあります老人憩の家の管理運営に要する経常的な経費となります。

14節憩の家整備等工事請負費35万円につきましては、エアコン2台を更新するものです。現在使用しているエアコンが製造から13年から14年経過をしたため、手子

林と井泉で各1台更新し、利用者の健康面、安全面に配慮した環境整備を図ります。

70ページに移ります。

第6目介護保険費ですが、説明欄中ほどの介護保険事業の27節繰出金8億2,852万8,000円は、介護保険特別会計の市負担分です。前年度予算額と比較して3.5%の増となっております。

資料を211ページに移します。

こちらは、令和8年度羽生市介護保険特別会計予算説明書の歳入歳出予算の歳入のページになります。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金8億2,852万8,000円が、先ほどの市負担分の受入れ先となります。

なお、こちらの詳細につきましては、11日の介護保険特別会計予算説明の際に、改めてご説明をさせていただきます。

70ページに戻ります。

こちらの事業に対する収入ですが、国及び県の低所得者保険料軽減負担金が充当されます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方はどうぞ。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 重点事業があればお伺いします。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 令和8年度の重点事業といたしましては、まず、高齢者が集う場所であります老人憩の家、それからもくせいの里の環境整備を図ってまいります。先ほども触れましたエアコンの更新のほか、もくせいの里の介護ベッド用のマットレスや避難口通路の誘導灯なども更新の予定がございます。こういった更新を施設の整備によりまして、利用者の健康面や安全面に配慮しました環境の維持に努めてまいります。

また、もう1点、もくせいの里につきましては、今現在、指定管理者で管理運営をいただいておりますが、これが令和8年度末で終了となります。今後の管理運営につきまして、検討や手続を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○中島直樹委員長 ほかに質疑は。

川田委員。

○川田真也委員 お疲れさまです。お世話になります。

何点か教えてほしいんですけども、まず最初に、67ページの、先ほどもご説明あったんですが、委託料のところの緊急通報業務委託料、これ先ほどのご説明ですと、持病のある、1人でお住いの高齢者の方が対象だということなんですけれども、ボタンを押すと、どこかに連絡行くんだと思うんですけども、どういうシステムなのかというのと。後は1人住まいじゃないと、これ認定できないのかな、例えば高齢者2人で、お互い2人が持病を持って一生懸命生活しているよという方は対象になるのか、ならないのか、1人限定なのかというのをちょっと教えてください。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 まず、この緊急通報システムの仕組みなんですけれども、申込みがありましたら、機器をご自宅の電話のところにつなげて設置をいたします。その機器に緊急というボタン、一番大きなボタンが1つあって、それは救急車を呼ぶときのボタンになります。それ以外にも健康相談をしたいときのボタンもございまして、緊急事態でなくても、自分の健康上の相談をしたいときのためのボタンが添えられております。また、その機械のところには手を伸ばさずとも、小さな子機といいますか、例えばお風呂に入っているときに何かあったらということもありますので、自宅の中だけに限るのですが、その子機で、電話のそばでなくとも、移動した際に押すことも可能になっております。

続きまして、こちらが申請できる対象者なのですが、独り暮らしの高齢者はもとより、高齢者だけの世帯、2人とも高齢者の世帯で、慢性疾患などがある、そういった方も対象になります。また、重度の障がい者の方についても対象としております。

以上です。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 ありがとうございます。

本当に、最後のとりでというか、市に対して、身寄りがない方ですと、なかなか動けない人が、こういうシステムすごくありがたいと思うんですけども、固定電話がないと駄目なんですよね。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 ご指摘のとおり、固定電話に設置する機器になります。ただ、オプションということにはなりますが、自己負担は発生いたしますが、携帯電話で同様のサービスを設置することも可能になっております。

以上です。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。

オプションで携帯電話があると接続ができるということなので、できれば、どちらも本当は、高齢者の方、結構固定電話解約した方が多いので、そちらも市で負担できればと思うんですが、なかなか予算も限られている中なので、これから始めていくような形になるかと思うので、ぜひ運用をしっかりとっていただき、今後につなげていただければなと思います。

もう1点なんですけれども、ごめんなさい。

69ページの老人憩の家是件なんですけど、私の地元井泉にもあるんですけど、エアコンがそろそろ時期なので更新したいということで、そんなに大きい金額ではないんですけども、憩の家自体、井泉、手子林と2つあって、年間の稼働率というのはどれくらいなんでしょうか。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 令和6年度の決算ベース実績になりますと、手子林で利用の件数が年間で297件、利用者数、延べで2,583人、井泉憩の家は、利用の件数が年間で53件、人数は延べで930人となっております。

以上です。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 やはり、私もそんなに使っていないなと思っていたんです、井泉は特に。やっぱり大きな人数が集まるようなことをやるとなると、公民館の和室のほうで、井泉の場合はなるので。今後、2つ必要なのかなというのを考えながら更新やったほうがいいかな。ただ、やはりランニングコストと利用率を考えた場合に、2つを1つに集約して、やっぱりたくさん使っていただくほうが、私はこれから効率的なその運営というのはいいいかなと思いますので、今後、2つを残すというのは理想なんですけれども、やはり財政とか利用率とか考えた場合に、特に井泉なんかの場合は、私もいろいろ参加させていただいて見ているんですけども、圧倒的に公民館の和室の利用率が高いと思うん

ですよ、高齢の方が集まる場合も。だから、そういうのをいろいろ見ていって効率化を図っていくのも、そろそろ時期なのかなと思ひまして、そういうお考えはいかがでしょうか。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 公共施設の今後の在り方というものは、待ったなしで検討が必要に迫られているという認識はございます。

一方で、地域の高齢者の集いの場に利用されているという現状もございますので、ご指摘のとおり、今後の在り方というところは検討を進める必要があると思う一方で、できる限り、その建物がまだ使えるうちは有効に活用していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 そうですね、分かりました。

ただ、実質憩の家があるのが井泉と手子林だけではないですか。ほかの地域にはないんですよ。でも、ほかの地域の方から、いいなという声というのはあまり聞かれないと思うんですね。何でかという、公民館があるからだと思うんですですよ。だから、そういうのも含めていろいろ検討していただいて、今後やっぱり、これだけではなくて、ほかのいっぱいあるんですよ、いろいろ考えなくてはいけないものというのが。だから、その中でもやはり一番規模の小さいものから見ていくというのも1つの手なのかなと思いますので、そんな考えがある議員もいるので、ちょっと参考までに。これ意見なんで大丈夫です。よろしく申し上げます。

○中島直樹委員長 ほかに。

昆委員。

○昆 佳子委員 68ページの社会福祉施設整備助成事業で、その額8,000万円ぐらい違うんですけども、その理由を教えてください。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 令和7年度につきましては、今現在、新たな施設を整備しておりますグループホーム及び定期巡回随時対応型の施設、2つの施設を整備するために大きな補助金の金額となっております。

一方で、令和8年度につきましては、大きな施設の予定はなく、今回ご説明いたしま

した非常用自家発電装置1つの補助金を見込んでおります。

以上です。

○中島直樹委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 すみません、それは理解しました。

先ほど川田委員の緊急通報システムの質問で、固定電話でなくてオプションで携帯電話も使えるということで、自己負担額というものはお幾らになるのでしょうか。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 1か月当たり、税込みで2,860円になります。

以上です。

○中島直樹委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 すみません、ちょっと予算と違うことなんですけれども、緊急通報システムで、今、慢性疾患の方しか緊急通報ができないじゃないですか。例えば年齢、高齢の80歳以上とか、90歳以上とかでもいいんですけれども、高齢者で、年齢が高い人で、慢性疾患がない人はほとんどいないと思うんですけれども、もし、慢性疾患がない場合でも使えるようにしていただく検討とかというのは、そういう話題というか、話は上がってはいますでしょうか。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 先日、新たに民生委員になられた方も含めて、全員に研修会を行った際にも、やはり同じようなご意見を頂戴したところです。これはよりリスクの高い、支援を必要とする方に対して、貴重な財源を使って、こういった緊急通報システムを我々市のほうで提供するという考えでおります。

市を介さずとも、民間では見守りポットですとか、スイッチが入らないと、あらかじめ登録した方にお知らせが届くとか、いろいろなサービスもございますので、慢性疾患はないけれども、心配だという方ももちろんいらっしゃると思いますが、そういった方には民間でのサービスをご利用いただければというふうに考えております。

いずれにしても、本当に支援が必要な方に手を差し伸べるという考えで今は行っているところはあります。

以上です。

○中島直樹委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 すみません、ちょっと引き続き、本当に支援が必要な人というのもすご

くよく分かりますけれども、では、その65歳以上になっていきますけれども、65歳とか70歳代は、80歳、90歳に比べたら、年齢低いのでそうしなくてもいいんですけども、やはり90歳とか80歳後半の方でも、独り暮らしの方で、やっぱり予算のとなると手続も分からなかったり、聞いたとしても分からなかったりとか、手続きするのも難しいところもあるかと思うので、それを市のほうでカバーするということは、本当に支援が必要な人には入らないということになってしまうんですよ。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 年齢で申し上げますと、なかなか80歳、90歳の方は支援できたらという思いはもちろん持っています。

一方で、やはり市が支援するという方は、当然費用もかかることで、その緊急通報システムは、リース代は我々市のほうで負担をしております、年間で1万8,744円かかってまいります。多くの自治体がそうであるように、やはり、どこかで対象者というものを限定しないと、費用面での負担というものが発生してしまうものですから、これはその線引きとして、今のような形でやっているというところですよ。ご理解を頂戴できればと思います。

以上です。

○中島直樹委員長 独居で身寄りがないとまた話は別だけれども、身寄りがあつて、独居だけれども、離れても家族が、お子さんだったりとか、何とかがいるというとまたちょっと状況は違うかもしれないですね。

川田委員。

○川田真也委員 本当にごめんなさい。関連で、今さっきやり取りでちょっと思いついてしまったんですけども、仲介することというのはできないんですか。有料でもいいから入れたいという高齢者の方を市が仲介するということはできないんですか。例えば117台契約しているけれども、例えば、西山さんが、俺入れたいんだよ、1万、約年間2万かかりますよ、でもいいよ、入れたいんで頼むよという仲介というのは、市はできないの。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 先ほども触れましたが、民間のこういったたぐいのサービスというのはたくさんあるのですね。インターネットで検索すると、いろいろな形が出てまいります。我々の立場として、そのどれかを、これがいいですよというふうにお答

えすることは難しいですが、民間では同等のサービスがありますよということをお伝えすることは可能かと思えます。

以上です。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 そこを申し込むのを行政でやっていただけたらいいのになという高齢の方もたくさんいると思うんですよ、正直。ただ、それをやってしまうと、1社だけ行政が、分かります。だけれども、紹介というのは、民間でもありますよと言われると、じゃ調べるのは、結局90歳、80歳代後半、90歳代の方が、じゃとなったときに、パソコンを開いたり、スマホを開いて、自分で民間のものを調べられるかというと厳しいと思うんですよ。だから、市役所で、今回はこの有料になってしまうんですよ、対象が。でも、こういうものがありますよと、何社か入れて、そのチラシみたいのをお渡しするというのをしていただけると、高齢者の方の安心というのが増えるのかなと思うんですけれども、やっぱり難しいのかな。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 大変悩ましいことになってしまうんですが、営業で高齢介護課の窓口こういったサービスありますからとお越しになる業者もいますので、そういったものはパンフレットなどを窓口において提供などはしております。

それから、担当ケアマネのほうで、そういった話になれば、多少サポートはできるかと思っております。

以上です。

○中島直樹委員長 過去、記憶に残っているんだけど、選挙の立候補説明会のときに、新人さんが大きく手を挙げて、印刷会社も、レンタカーの会社も知らないと、だから行政のほうで紹介してくれということを書いて、そのとき選挙管理委員会は、そういうことは一切いたしませんということだったけれども、それと多分似たような感じですよ。

ほかに質疑はございますか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 副委員長と交代します。

○柳沢 暁副委員長 中島委員。

○中島直樹委員 67ページ、敬老祝金です。これ4年前のちょうど今時分には、敬老祝

金を廃止もしくは減額ということで検討なされたそうでという経緯があったのを鮮明に記憶に残っております。

しかしながら、その後、予算の、今はペーパーレスでタブレットになっていますが、予算書の全部でき上ってから修正テープを貼って、予備費から流用したというような経緯があったのがちょうど4年前です。その敬老祝金の今後についてということで、過去、私委員会るとき何度か質疑しているんですが、減額ないし存続することの是非、可否について、8年度予算ではそういった検討はなされたのか、なされなかったのかというのを教えてください。

○柳沢 暁副委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 以前そういった経緯があったことは承知をしております。今回、令和8年度の予算は、令和7年度と同じ考えの下に予算計上させていただいております。

もう一方で、先ほど来話も出ていますが、支援を必要とする高齢者が増える中で、限られた予算を使う方法として、敬老祝金という形が本当に妥当なのかというところは私の立場としても検討する余地はあるなという認識でおります。

令和8年度に検討するにしても、どうしても時間を要しますし、羽生市の中での意思決定も必要になってまいります、私個人としては、事業全体の見直しを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○柳沢 暁副委員長 中島委員。

○中島直樹委員 すごく、そんなことを言われて久しい感もあるんですけども、不透明な時代で、なかなか、この間ちょっと役所のOBの方とお話をしていたら、私が市議員になったとき、予算で150億円だったんですよ。今、200億円を超えているというような話をしたら、その方が職員だったときには予算が、羽生市の予算が100億円なかったと、100億円なかったけれども、100億円を超えたときには、羽生市が100億円を超えたんだということをおっしゃったんですね。それで、今、そのときの予算の倍なんですよ。じゃ構成比を見てみるとどうかというと、やっぱり民生費の部分の割合、福祉、医療の割合が非常に多い、今積極財政、何の積極財政と政府のほうが言っていますけれども、だけれども、私は経済のことはそんなに詳細なことは把握していないんですけども、お金、自国通貨なんだから、お金を刷ればいいなんていうこと

も言われていますけれども、それが正解なのか、間違いなのかというのは分からないんですけども、しかしながら、お金は有限であって、税金を考えたときに、これからなかなか、株価は上がるとか言われていますけれども、でも、実際少子化が進み、高齢化が進み、税金としては限られてくる、限度がある、そういった中で、今までどおりでいかないことというのがたくさん出てくる。行政の中で、今まで惰性で、惰性とは言わないけれども、特に見直しなく、疑問を持たないままずっと継続されている事業とかというのも少なからずあるはずなんですよね。社会構成の人口ピラミッドの形が変わったりとか、就労形態が変わったりとかという中で、やっぱりどこかで誰かが抜本的にそこに手を付けていかないと、次の世代に大きな負担を残しかねないというのは、これ私がこうやって言うと、それは違うだろうという人はきつくないと思うんですよね。

何が言いたいかという、部長なんですけれども、執行部の一員として、やっぱりこういうところを抜本的に見直す、これ私もよそで話すときに言うんですけれども、部長とかという、大体定年間近で、残り3年、4年、部長を拝命いたしました、けれども、私も社協に勤めているときもそうでしたけれども、大体局長に座ると、やんわりお前の言っていることは分かるよ、けれども、俺のいるときはやるな、俺がいなくなってからにしろみたいなことがあるわけですよ。それは別に羽生市役所、私がいた組織だけでなく、社会全体としてそういうのがある中で、しかしながら、それが経済活動を行って、売った、買った、もうかったと、そのもうかったところでやっている民間事業と、やっぱり羽生市役所というのは、納税していただいたお金が原資であって、それを10円、1円も無駄に使ってはいけないという考えが基本にないといけない。そういった中で、ぼちぼち敬老祝い金を是とするか、非とするかということも含めて、その民生費が、膨れ上がる民生費をどうするのか、医療費をどうするのかというところをきちり会議等で話をさせていただき、それも福祉の下というのはあるのかもしれないですけども、ちょっとメスを入れていかないと、これから次の世代に大変な負担を残しかねないというふうに今考えるんですけれども、この辺、ちょっと大きなところになってしまいましたけれども、羽生市役所の福祉行政を担う健康福祉部長として、ちょっと考えがあったら聞かせていただきたいんですけれども、お願いします。

○柳沢 暁副委員長 健康福祉部長。

○須永正弘健康福祉部長 中島委員のおっしゃるとおりでございまして、この敬老祝い金に関して申し上げれば、今回の予算のほうを積算するに当たりまして、当然、先ほど

課長も申しあげましたけれども、見直しの視点は、結局こうなんです、見直すべきかどうか議論はしました。先ほど課長も申しあげまして私思うんですが、これは私どもも見直すべきものだと思っております。

ただ、今回、8年度に対しては、いろいろ調整というか、相談をしたんですが、このまま計上させていただきます。今後については、先ほども課長申しあげましたように、こういう形ではなくて、やはり高齢者も増えている、福祉で言えば、高齢者だけでなく、ほかにも障がい者に対する支援も必要という中で、こういった広く薄く皆さんに、何というんですか、配るよりも、そういった支援が必要なところに配分するほうがいいという視点で私ども予算をしていかなければならないと考えておりますので、今後来年度以降、敬老祝い金の在り方については、もうそろそろ廃止、減額も含めて、引き続き考えてまいります。

以上でございます。

○柳沢 暁副委員長 中島委員。

○中島直樹委員 私が今敬老祝い金のことをひとつ例として取り上げていますけれども、それだけではないと思うんですね。先ほど川田委員、昆委員でも、その緊急通報システムの話もございました。こういう場合は、市のほうでしてくれないだろうか、こうした条件に当てはまらないだろうか、だけれども、福祉サービス、ある意味、福祉サービスとして行政がやることである以上、どこかで線を引かないと、これもやってほしい、ああしてほしい、それは、人は安いほうがいい、高いより安いほうがいいし、有料だったら無料のほうがいいわけですよ。だけれども、実際そうはできない事情というのが、やっぱり市として、その国家の在り方として、大きなところで言うところあるわけじゃないですか。なので、やはり時代が時代でと言いながら、本当に繰り返しになりますけれども、久しい感があるので、この後、今日は民生費のほうから始まっていますけれども、これ土木費だとか、消防だとかと、この後、そのほかも入ってきますけれども、特別会計、企業会計も含めて入ってきますけれども、ぜひそういう視点を持って、今回決算でなくて予算の審査ですけれども、仕事をしていただきたいなど、ぜひその辺はよろしくお願いたします。一言。

○柳沢 暁副委員長 健康福祉部長。

○須永正弘健康福祉部長 貴重なご提言というか、激励というか、ありがとうございます。そういった視点を持って今後、健康福祉部として進めていきたいと思っておりますので、よろ

しくお願いいたします。

以上です。

○中島直樹委員 はい、終わります。

戻ります。

○柳沢 暁副委員長 委員長に交代します。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 暫時休憩します。

午後 1時41分 休憩

午後 1時44分 開議

○中島直樹委員長 再開いたします。

引き続き、議案第2号、こども家庭課所管部分について、こども家庭課長に説明を求めます。よろしくお願いいたします。

こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 こども家庭課長の稲田です。よろしくお願いいたします。

本日、同席する職員は、母子保健係長の松本です。

○松本美雪母子保健係長 松本です。よろしくお願いいたします。

○稲田信一こども家庭課長 それでは、着座にて失礼いたします。

議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算のうち、こども家庭課所管分について順次ご説明申し上げます。

参考資料1、羽生市一般会計予算説明書の71ページを御覧ください。

民生費、児童福祉費、児童福祉総務費になります。子育て支援関係経費1,829万6,000円の主なものについて申し上げます。

1節報酬363万6,000円につきましては、主に会計年度任用職員報酬として、家庭児童相談員2人の給与でございます。財源としましては、国の子ども・子育て支援交付金、埼玉県子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業費補助金を活用いたします。

続きまして、72ページになります。

12節委託料452万8,000円の主なものについて申し上げます。

委託料の上から4つ目になります。養育支援訪問事業委託料115万2,000円につきましては、妊娠期から出産後に、養育に関する支援が必要な家庭に対して、訪問による専門的な相談支援を行う保健師等への委託料でございます。

その下、子育て世帯訪問支援事業委託料168万9,000円につきましては、児童虐待のリスクの未然防止を図るため、要保護児童対策地域協議会で管理する児童や特定妊婦等の家庭に対して、訪問による家事支援等を行う事業者への委託料でございます。これらの事業の財源しまたして、国の子ども・子育て支援交付金、埼玉県すくすく子育て支援事業費補助金等を活用いたします。

続きまして、13節使用料及び賃借料112万5,000円につきましては、児童虐待のリスクのある管理対象児童等の情報を管理する要保護児童システムの使用料でございます。財源としまたして、国の子ども・子育て支援交付金、埼玉県子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業費補助金を活用いたします。

続きまして、18節負担金補助及び交付金571万円の主なものについて申し上げます。

73ページになります。

1行目、ひとり親家庭高等職業訓練促進事業補助金483万1,000円、こちらは、ひとり親の方が就労に必要な資格を取得するための訓練期間中に給付金を支給するものです。財源としまたして、国の母子家庭等対策総合支援事業費補助金を活用いたします。

続きまして、74ページになります。

下から4行目の子ども医療助成費等関係経費2億3,633万円について申し上げます。

75ページになります。

12節委託料1,235万3,000円について申し上げます。

診療報酬診査支払手数料614万9,000円につきましては、子ども医療費及びひとり親家庭等医療費について、埼玉県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金が保健医療機関等に支払う金額の審査及び支払業務に係る委託料でございます。財源としまたして、県の子ども医療費補助金及びひとり親家庭等医療費補助金を活用いたします。

その下、健康管理システム改修委託料620万4,000円につきましては、未熟児療育医療について、マイナンバー情報連携により、オンラインでの資格確認に対応するために必要なシステム改修に係る委託料でございます。財源としまして、国の医療費助成オンライン資格確認自治体システム改修等事業補助金を活用いたします。

その下、19節扶助費2億2,083万8,000円について申し上げます。

子ども医療助成費1億8,600万円につきましては、18歳に達した年度末までの子どもの医療費の自己負担分を助成するものになります。財源としましては、県の子ども医療費補助金を活用いたします。

その下、ひとり親家庭等医療助成費2,400万円につきましては、ひとり親家庭の親と18歳に達した年度末までの子どもの医療費の自己負担分を助成するものでございます。財源としまして、県のひとり親家庭等医療費補助金を活用いたします。

その下、未熟児養育医療助成費1,083万8,000円につきましては、身体の発育等が未熟なままで生まれた乳児の治療に必要な医療費のうちの市の負担分でございます。財源としまして、国及び県の未熟児養育医療費等負担金を活用いたします。

続きまして、76ページになります。

上から3行目の児童手当等関係経費11億8,325万6,000円について申し上げます。

この経費は、児童手当及び児童扶養手当の費用として、その支給に関わる事務的な経費でございます。

主なものは、19節扶助費11億8,120万2,000円、児童手当と児童扶養手当の合計の支給額でございます。

続きまして、86ページになります。

下から3行目になります。衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費になります。母子保健衛生総務一般経費90万5,000円の主なものについて申し上げます。

次のページ、87ページの中ほど、18節負担金補助及び交付金58万2,000円でございます。補助金のうち、母子愛育会連合会補助金58万円は、母子衛生の向上及び市民の健康増進に資することを目的として活動する羽生市母子愛育会連合会への補助金でございます。

続きまして、母子健康教育事業56万5,000円の主なものについて申し上げます。

12節委託料の主なものにつきましては、保育所等で歯科保健指導を行う歯科衛生士

の派遣委託料12万円でございます。

続きまして、89ページになります。

出産・子育て応援事業3,887万7,000円の主なものについて申し上げます。

12節委託料484万2,000円の主なものにつきましては、次のページ、90ページの1行目になります。子育て世代相談支援事業委託料247万9,000円、こちらは、妊娠・出産・子育て期を通して切れ目のない支援を行うため、妊産婦等に対し、助言や面談等を行う助産師1名の委託料でございます。財源としましては、国の子ども・子育て支援交付金と埼玉県利用者支援事業補助金を活用いたします。

その下、産後ケア事業委託料114万4,000円は、出産後の母子に対する心身のケアや育児サポート等を行う産後ケア事業を委託する助産師、医療機関への委託料でございます。財源としましては、国の子ども・子育て支援交付金と埼玉県産後ケア事業費補助金を活用いたします。

次に、18節になります。負担金補助及び交付金488万6,000円の主なものについて申し上げます。

分娩取扱施設への交通費等助成金38万6,000円は、令和8年度の新規事業となります。最寄りの分娩取り扱い施設までおおむね60分以上の移動時間を要する妊婦に対し、交通費及び宿泊費を助成するものです。財源としまして、国・県の母子保健衛生費補助金等を活用いたします。

続きまして、不妊治療助成金400万円、こちらは不妊治療をしている夫婦に対して、医療費の一部を助成するものです。

次に、19節扶助費2,815万円につきましては、妊婦等の身体的・精神的ケア及び経済的支援のため、妊婦1人につき5万円及び妊娠している子ども1人につき5万円を給付する妊婦のための支援給付金でございます。財源としまして、国の妊婦のための支援給付交付金を活用いたします。

続きまして、小児予防事業になります。1億2,726万円の主なものについて申し上げます。

12節委託料1億2,543万9,000円の主なものにつきましては、予防接種法に基づく定期予防接種に係る各医療機関への委託料1億724万5,000円及び子どもを対象とした子育てインフルエンザ予防接種に係る各医療機関への委託料1,752万5,000円でございます。

91ページになります。

上から2行目、母子健康診査事業4,202万6,000円の主なものについて申し上げます。

12節委託料3,851万9,000円の主なものにつきまして、妊婦一般健康診査委託料2,687万8,000円は、妊婦及び胎児の健康状態を把握し、異常の早期発見、健康状態に応じた医療の提供ができるように、妊婦の健康診査を実施する医療機関への委託料でございます。

次に、乳幼児健康診査委託料741万8,000円は、4か月、10か月、1歳6か月、3歳児の各健診及び令和8年度から新たに始めます5歳児健康診査を実施する医師や歯科医師等への委託料でございます。

なお、5歳児健診につきましては、財源として、国の保健衛生費補助金を活用いたします。

次に、産婦健康診査委託料196万円は、産後うつ予防や新生児の虐待予防を図るため、出産後、おおむね1か月に産婦が受ける健康診査を実施する医療機関への委託料でございます。加えて、昨年度からおおむね1か月及び2週間の産婦も受けられる健康診査になってございます。財源としましては、国の母子保健衛生費補助金を活用いたします。

最後の事業になります。

92ページです。

一番上、母子健康相談事業202万2,000円の主なものについて申し上げます。

12節委託料、発達相談業務委託料197万1,000円につきましては、発達の遅れ等支援が必要な乳幼児と、その保護者に対し、心理士や理学療法士、言語聴覚士が、集団教室や個別相談等において、専門的な指導や助言による支援を行う業務でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいまのこども家庭課長の説明に対し、質疑があるようでしたら、どうぞ。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 重点事業についてお伺いします。

○中島直樹委員長 こども家庭課長。

○**稲田信一**こども家庭課長 こども家庭課におきましては、妊娠、出産、子育て期の妊産婦、子ども・子育て世帯への切れ目のない支援を行っております。各種事業に取り組んでいるところですが、令和8年度の重点事業としては、まず、こども家庭係は、家事や育児への支援が必要な家庭への重点的な支援を行うということで、子育て世帯訪問支援事業、養育訪問支援事業、この2つの事業を重点的に行っていきたいと考えております。

あわせて、母子保健係につきましては、新規事業としまして、5歳児の健康診査を行います。子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行う、生活習慣や育児の指導を行うものでして、就学前に、小学校に上がる前に実施することで、教育分野との情報を共有して、就学に向けて保護者や子どもが安心して学校生活を送れるように行うものです。現在、4種類の健診をやっているところに、新たに5つ目の健診ということで、こども家庭課としては、大きな事業であると考えております。

以上です。

○**中島直樹**委員長 質疑はございますか。

川田委員。

○**川田真也**委員 ちょっと教えてほしいんですけども、90ページで、分娩取扱施設への交通費等助成金というのがあるかと思うんですが、やはりあれですか、羽生市内で分娩施設、多分羽生総合病院だけになってしまったんだと思うんですけども、羽生市内で出産される方以外に、要は羽生総合病院だけでは分娩が間に合わなくて、市外でお子様をお産みになって、また羽生市に戻ってきて育てているという方が増えたのでこういうのが出てきたのかなと思うんですけども、実際のところ、羽生市外で出産される方というのは増えている傾向なんですか。

○**中島直樹**委員長 こども家庭課長。

○**稲田信一**こども家庭課長 分娩取扱施設への交通費等助成金ということで、国のほうでも、妊婦さんへの支援が広く子育て支援の一環で、妊婦の方への交通費等の助成制度が始まりまして、本市でも来年度から実施するというので、今回予算を上げさせていただいております。

分娩の実績ですけれども、令和6年度は羽生市で分娩をした妊婦さんの1位が、中村レディースクリニックで、全体の約26%。羽生総合病院が24%ですので、この2つの病院で、50%分娩ということでした。残りは近隣の加須市とか熊谷市とか行田市の病院、里帰り出産等もありますので、県外の病院です。令和7年度、議員さんもお存じの

とおり、中村レディースクリニックに関しましては、令和7年1月末で休止となってしま
いまして、今年度の2月末の状況ですけれども、羽生総合病院で分娩された方の割合が
35%になっておりまして、令和6年度が24%でしたので、羽生総合病院で産まれた
方の割合が10%増えております。それ以外の方は市外、県外の病院という状況です。

この分娩取扱施設への交通費助成に関しましては、要件としまして、最寄りの分娩施
設から、おおむね60分以上かかる方が対象になりまして、一般の妊婦さんですと、羽
生市のお住いの方は60分圏内には分娩施設ありますので、そこは対象にはならないと
いうことはあります。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 はい、分かりました。

私も、おおむね60分以上というのが、やっぱりちょっと引っかかって、ほぼほぼ使
わないよなと思ったんですよ。となると、里帰り出産をした人にはこれが対象になるの
かなとか、あるいは羽生、60分圏内というと、多分南に行くと都内になってしまいま
すよね。埼玉県内だと電車で行けば60分以内に着いてしまうと思うので、その辺とい
うのは、どういう線引きなのかなと思ひまして。

○中島直樹委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 すみません、私の説明がまだ追加がございまして、失礼しま
した。

対象になる方は、医学的な理由等で、周産期母子医療センターという高度な医療を提
供する分娩施設で分娩する必要がある場合も、おおむね60分以上の移動が必要な場合
対象になるということで、県内12か所ありまして、さいたま市や川越市や、遠いところ
ですと、毛呂山町とか、具体的に名称上げていきますと、埼玉医科大学総合医療セン
ター、埼玉赤十字病院、埼玉県小児医療センター等の高度な医療を有している、分娩が
できる病院がありまして、そこで産む必要があるという妊婦さんに関しましては、羽生
から60分以上かかりますので対象になります。60分の考え方は、国の基準によりま
すと、妊婦さんが選んだ移動手段において、地理的条件、気象条件、交通事情等を勘案
して、標準的な移動時間ということで、ネット等の検索サイトやアプリ等での時間でい
いと示されております。そうしますと、先ほど申し上げたさいたま市や川越市等は対象
になりますので、そういった方が想定されると考えています。

以上です。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 通常の分娩ですと、ほぼほぼこれの対象にならないと思っという、理解してよろしいわけですね。

○中島直樹委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 私たちもそのように考えております。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。
よろしいですか。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 暫時休憩いたします。15分まで休憩を取ります。

午後 2時06分 休憩

午後 2時15分 開議

○中島直樹委員長 それでは、再開します。

議案第2号、児童保育課所管部分について、児童保育課長に説明を求めます。よろしくお願ひ申し上げます。

児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 児童保育課長の鈴木と申します。よろしくお願ひいたします。

同席している職員を紹介いたします。児童保育係長の高田です。

○高田利泰児童保育係長 高田です。よろしくお願ひいたします。

○鈴木尚美児童保育課長 それでは、着座にて説明させていただきます。

議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算書及び決算説明書参考資料1、73ページを御覧ください。

第3款民生費、第2項児童福祉費、児童保育課所管部分について順次ご説明申し上げます。

初めに、第1目児童福祉総務費、民間保育所助成事業1億5,820万6,000円について申し上げます。

18節負担金補助及び交付金、負担金の新卒保育士就職準備金貸付事業負担金は、埼玉県が実施する新卒保育士就職準備金貸付事業を活用し、市内保育施設等に就職した新

卒保育士に対し、保育等事業者を通して貸付けを行うものでございます。

続いて、補助金1億5,745万5,000円については、民間保育所の運営に当たり必要な事業について、これまでどおり主に国・県からの財源を有効に活用し、それぞれ実施施設の実績に応じて補助を行うものです。

続いて、地域子育て支援拠点事業1,205万3,000円は、市民プラザ内にあるこどもひろばの運営経費となっております。その主なものは、会計年度任用職員5名の任用に係る費用でございます。

続いて、74ページを御覧ください。

中ほどにあります子ども・子育て支援事業154万8,000円につきましては、市内神社の境内などに設置されている遊具の点検委託料や、点検結果による危険な遊具等の撤去等に係る工事請負費でございます。

続いて、75ページを御覧ください。

第2目児童措置費について説明申し上げます。

ページ中ほどにあります保育所措置関係経費13億976万4,000円について、保育所措置関係経費用では、郵便料などの事務的経費、民間保育園に対する児童運営委託料、新規で乳児等通園支援事業委託料及び保育料電算システム改修委託料でございます。

まず、12節委託料、児童運営費委託料13億700万円は、市内の民間保育園及び認定こども園等管外の保育施設に対する運営委託料でございます。

次に、新規の委託料、保育料電算システム改修委託料82万5,000円については、午前中に社会福祉課長から説明されたとおり、標準化対応システム導入延期となる予算となります。同じく新規の委託料、乳児等通園支援事業委託料130万8,000円は、市内の児童が市外園等に通園される場合に、事業者へ支払いを行うものです。

続いて、76ページを御覧ください。

幼児教育関係経費3,833万円について、幼稚園での保育料及び入園料並びに一定の所得までの世帯等に係る副食費の免除に係るものでございます。

続きまして、第3目児童福祉施設費につきましては、公立保育所の管理運営のための経費でございます。

77ページを御覧ください。

児童福祉施設一般経費について申し上げます。

1 節報酬及び2 節給料等人件費に係る予算でございますが、会計年度任用職員の報酬は、公立保育所に勤務するパートタイムの保育士等10人及び児童保育係を担当する事務補助員1人に加えて、医療的ケアや配慮を必要とする子どもの受入れに対応するための看護師1人の費用です。ほかに公立保育所にフルタイムで勤務する保育士12人の給料等でございます。

78ページを御覧ください。

11 節役務費について、新規にキャッシュレス手数料41万8,000円でございます。これは公立保育所3か所に、それぞれ現金で集金を行っている副食費や園服代、絵本代等の実費徴収をキャッシュレス化する費用となります。キャッシュレスに係る費用は手数料のほかに、キャッシュレス決済システム使用料55万5,000円がございます。

続いて、12 節委託料につきましては、公立保育所の清掃等業務及び給食提供業務などとともに、病児保育室運營業務に係る委託料でございます。

続いて、80ページを御覧ください。

第4目学童保育施設費をご説明申し上げます。

学童保育施設費では、令和7年4月より、公立学童保育室が公設民営となりまして、その委託料及び民間学童保育施設2施設の委託料でございます。

81ページ、学童保育施設一般経費では、12 節委託料、放課後児童健全育成事業委託料は、民間の学童保育室に通う児童を保育するための委託料でございます。

続いて、公立学童保育室管理運營業務委託料1億4,460万については、7施設、11 支援単位の公立学童保育室の管理運營業務を民間委託するための費用となります。委託2年度目になります。

続いて、処遇改善等加算委託料792万円については、公立学童及び私立学童の学童支援員への処遇改善費用となります。

次に、13 節使用料及び賃借料、新規で羽生東学童保育室賃借料144万円ですが、今年度、羽生東小学校1階の普通教室を2部屋借用し、羽生東第1、第2学童保育室を開設いたしました。現在の5年生のクラスで転入児童が増えたことにより、来年度は普通教室が不足することとなりました。そこで、羽生東第2学童保育室を小学校外に一時移転することとし、移転先はほくさい農協、旧井泉支店の2階をお借りするための賃借料となっております。

この学童保育施設事業につきましては、国・県から補助金を3分の1ずつ、並びに学童保育料を財源として活用しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方はどうぞ。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 重点事業についてお伺いします。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 児童保育課の令和8年度の重点事業は、1点目が、こども誰でも通園制度となります。この制度は全国自治体で4月から開始される事業で、就労等の要件のない児童が保育園等に通うことができるものです。同年代の子ども同士の交流により、成長・発達期待される事業となっており、併せて、保護者の不安感・孤立感の解消も目的の1つとなっております。

もう1点目が、公立学童保育室の安定運営事業となります。公立学童保育室を民間委託して2年目になります。待機児童の解消に向けて、今後も取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

川田委員。

○川田真也委員 お疲れさまでございます。

1点ちょっと教えてほしいんですが、78ページの11節役務費のキャッシュレス決済の件なんですけれども、これはあれですか、保護者の方からの要望ですとか、そういうのがあって、これを導入するようになったのか。何というの、導入するに当たってのいきさつを教えてくださいいただけます。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 導入の経緯としましては、毎年度保護者との懇談会を設けておりました、その中で毎年キャッシュレス化の要望をいただいております。ほかに保育所の職員からも、現金の取扱いについて、職員が少なくなる早番や遅番の時間帯において現金を預かるということの負担ということのお話をいただいております。今回、キャッシュレス化の時代の流れに伴いまして、予算化したということになります。

以上です。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。

手数料だとシステムの導入で約100万円の近くかかる予定だということだったんですが、どれくらい使っていただけるのかという、そこはできていますか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 公立保育所3か所合計で年間1,000万円近くの現金の取扱いを行っておりまして、今後はこちらを現金集金ではなく、キャッシュレスに移行するという予定としております。

以上です。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 100%キャッシュレスでやるということですね、今のだと。だから、そうすると、ご家庭によっては、クレジットカードですとか、PayPayだとか、ああいう、ないご家庭もあるかと思うんですが、そのキャッシュレス決済できない家庭の対応というのはどうなんでしょうか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 原則はキャッシュレス化に進めていただくということをお願いはしますが、やはりそういったご家庭もあるということで、引き続き、納付書の対応も可能としております。

ただ、せっきくの機会ですので、キャッシュレス化に向けて、移行していただけるように説明させていただきます。

以上です。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 現金を取り扱うのが、取り扱う側が不安があるのであれば、私は個人的にはキャッシュレス決済じゃなくて、振り込んでいただければいいと思うんですけども、なぜ銀行振込、口座振込、あるいは引き落としとかじゃなくて、キャッシュレス決済を導入、何で、私個人的に思うのは、とにかく手数料高いんですよ、うちも使っているんですけども。1回の決済で、売上げの税込みで3.5%から4%ぐらい持っていてしまうんですね。答弁にもありましたけれども、年間で1,000万円近くかかるということで、年間の1,000万円の約4%が手数料で引かれて、端末、あるいは

システムの導入費用が結構かかると、うまみが分からないんです。役所からして、保育料の集金に対してのキャッシュレス決済を導入するうまみが分からないんですけれども。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 やはり保護者からの要望がありますので、そちらを優先してキャッシュレス化のほうに進めるということで、今回予算化をさせていただきました。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 保護者の方の要望が多いというのも重々分かるんです、ポイントがつかからなんですよ。うちなんかでも、うちの商売の話してしまってもいいですか、申し訳ないですけれども、単価が大きい仕事、例えば車検のお金を1回車検すると10万円前後かかるんですけれども、キャッシュレスでと言われるんですよ。その10万円に対してポイントがつかから。究極の方ですと、車をキャッシュレスで買えないかという方もいるんですよ、ポイントをいただきたいから。でも、うちの商売ですと、できるところと、できないところがやっぱりあるので、税金と保険はキャッシュレス禁止なんですよ、うちの商売の場合は。だから、例えば10万円車検の中で税金と保険で4万円かかったとしたら、4万円を絶対現金でいただかないと違反になってしまう。6万円はキャッシュレスでもいいですよと、面倒くさいことをやっているんですけれども、やはり、うちの会社は会社なんで、お客さんが望むならあるんですが、手数料を払って、端末代も払ってキャッシュレスまでしてというのをどうなのかなと思うんですけれども、例えば、何といたらいいのかな、やはりキャッシュレスというのは、取り扱うのが嫌なら振込、引き落としのほうが私はベストだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 現在は、現金での集金では、集金期日までに納めていただけない方には、お支払いまだですか、まだですかという催促をさせていただいて、期日を遅れながらも納めていただくような集金の形を取っております。例えば、そのキャッシュレス化をした場合に、携帯端末で金額をその場で取り立てるというか、現金よりも、現金だと手持ちがないとか、細かいお金がないとか、そういったことで逃げられやすくなってしまいうということもあって、キャッシュレス化をした場合は、例えばスマートフォンがあれば、その場で決済確認をするということができるといったメリットがあります。キャッシュレス化を望まれる声も含めて、運営面も集金確認ができるということも、メリットがあると思っております。

以上です。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 なんですけれども、結局、今のお話ですと、今まで園で集金をしていたわけですね。お月謝袋か何かに入れていただいて集金をしたわけですね。それをキャッシュレスにするということは、例えば、これどういうふうにするかなと思うんですけども、集金日が明日としますよね。明日の朝、保護者の方がお願いしますと来て、園児の保護者が例えば40人来た場合に、集金袋だと、ぱぱぱで終わってしまうんじゃないですか。でもキャッシュレスというのは、1回決済に間違いなく30秒以上かかるんですよ。こういう端末で、無線端末のキャッシュレス決済、うちも使っているんですけども、カードを当てていただくか、バーコードを読み込んで、その後にびびびと金額を入力して確認していただいて、サインをいただいて決済なんですけれども、それで、レシート出るんですけども、一連の流れというのは、多分二、三十秒かかってしまうと思うんですね。そうすると、それを30秒でこなせるのかなとか、そのときに、朝忙しいときに。だから、そういうのもいろいろ含めてご検討されたのかなと思うんですが。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 今回のこのシステムについては、LINEの登録があれば、LINEのほうに、あなたの今回の集金は幾らですというのが送られてきてきます。それを自分のスマートフォンで操作をすることで支払い処理を進めていただくというようなシステムを考えております。LINEの登録がある方であれば、保育園に来たときにスマートフォンを持っていれば、そこからその場で手続を、例えば進めるということも可能というようなシステムを考えております。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 いろいろ、多分そうすると、保護者の方に負担が非常にあるシステムなのかなと思うんですけども、まず、スマートフォンがないと使えない、LINEで決済するんですから。LINEをスマートフォンに入れている人しか使えない。LINEにクレジットカードをひもつけている方しか使えないですね。そうすると、使えないご家庭は多分結構いらっしゃるかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 一定程度もしかしたら、今現在だと入っていないという方は、多分LINE登録をしていないという方はいらっしゃる可能性があるんですが、端末と

いうことであれば、スマートフォンだけに限らず、例えば、タブレットですとか、そういったところからも、LINEにつながることはできますので、まずそちらの手続きをしていただいて、ご協力をいただきたいということでお願いをすることを考えております。

また、先ほど現金の方はというところでもありましたが、その方は今までどおり納付書ですとか、そういった対応も考えておりますので、皆さんが4月から一斉のでLINEに登録して、キャッシュレスというところにもし行けなかったとしても、順次、そういった方向に進んでいただけるように説明させていただければと思っております。

以上です。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 どうしてもやるんでしょからあれなんですけれども、ちょっと本当にこれ、例えば開始した場合に混乱が起きると私は思います。私自身もLINEはやっているけれども、LINEにクレジットカードを一切ひもつけていないですし、保育料今度LINEで決済していただくので、カード全部ひもつけてくださいねとご案内もしなくてはいけないかなと思いますし、だから、やるのはいいけれども、お金もかかって大変かなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 支払方法については、クレジットカードやPayPayなど、いろいろな支払い、決済ができます。そのどれかを使って、選択をしてお支払いをいただくということで考えております。また、LINEに送られてきた決済金額を基に、コンビニのローソンやファミリーマート等で支払うこともできるものになっておりますので、万が一、例えばクレジットカードとか、そういったものがひもづいていなくても、コンビニで支払いすることも可能な仕組みとなっております。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 ますますやる意味ないんじゃないかと思うんですよね。集金で同じじゃないですか。現金で集金、今までどおりでいいんじゃないかなと私は思うんですけれども、LINEで送られてきたので、これを持ってコンビニ行って払うんだったら、朝保育園に現金いただいたほうがいいですよ、決済手数料もかからないし。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 現金の取扱いということで、今までに事故は起こっていないのですが、そういった事故のリスクを回避すること、現金の取扱い、園に置いておくこと

の負担もありますし、現金のお釣りの面ですとか、本来の保育の時間を取られてしまうことがありますので、やはりキャッシュレス化に向けて導入したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○川田真也委員 分かりました。

堂々巡りになってしまっていて、なかなか始めると引き返すことができないのかもしれないですけども、いいとか、悪いとかも含めて、ちょっと今後始めてみて、決算のときに、来年の決算のときに、ちょっといろいろまた検証を試してみる必要もあるかもしれないですけども。

○中島直樹委員長 ほかに質疑は。

丑久保委員。

○丑久保恒行委員 学童保育室といいますが、羽生東小の旧JA井泉の2階を学童保育室として活用していると、こういうことなんですが、小学生の子が2階を利用するという中で、事故とか、ほかの学童保育室は、平屋、1階がほとんどだと思うんですが、2階の上り下り、あるいは2階の、どのぐらいのスペースだか分からないのでこうありますけれども、支障というものはないんでしょうかね。あわせて、どのぐらいの子たちが何部屋利用しているんですか。家賃がここに書いてありますけれども、今後のことを考えて、やっぱり1階を利用するというのがベターかなと、このように思うわけですが、この辺どうでしょうか。

もう一つは、処遇改善等加算委託料の792万円、どのぐらいの職員数ということなんでしょうか。この2点について伺います。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 1点目の羽生東小学童保育室の件ですが、本年度から羽生東小に新しく2部屋お借りして開設しております。今は普通教室2部屋お借りしてありますが、来年度から1部屋はそのまま羽生東小内に残し、もう1部屋は旧井泉支店の2階をお借りして、一時的に1年度を予定しております。2階というところで、広さとしては90平米超あるかというところで、現在の普通教室は、35名程度を定員としているところなんですが、一時的にはあるんで、そちらの2階をお借りすることで、45名程度は定員としての見込みがあるなというところなんです。また、今普通教室のほうで利用している方と、今後JAの2階を利用するというところで、比較的、1階がガスセンターで利用しており、JAの職員がいらっしゃいます。その2階を使うということで、多少足

音だったり、そういったところも懸念される場所ではありますので、比較的穏やかに過ごせる児童をそちらのJAの2階を利用していただけのように配置検討を依頼しようと思っております。静かな遊びを好む児童をできればそちらに行き、少し元気な児童を羽生東小のほうでということに分けさせていただくということで考えております。ほかの学童保育室は、平屋または学校の1階ではありますが、2階に上がるということでの多少心配はありますが、学校も2階建て以上の学校ではありますので、そういった面では特段影響はないかなとは思っておりますが、状況を見ながら対応したいと考えております。

2点目の処遇改善ですが、予算では、60人掛ける12か月の1万1,000円、延べ職員数は720人です。処遇改善費の単価は国の補助基準で決まっていますが、その最大が1万1,000円ということで、それで見込んでおきまして、その予算額とさせていただきます。

以上です。

○中島直樹委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 その子どもがおとなしいのは、これは不自然だと思うんですね。子どもはやっぱり元気じゃないと、おとなしい子はいないですね。元気な子でないと、しっかりとした成長はしないと思うんですね。

もう一つは、やっぱりガスセンターが1階にあると、リスクを背負っているわけですね。万が一、ガスが爆発したらという、そういうことを考えていくと、羽生東小の空き教室だとか、そういうところを利用すべきだと思いますけれども、便宜上、一時的にと、一時的にも継続してということになると、やっぱりそれは大きな問題になりはしないかと思っておりますので、そこは検討したほうがよろしいと思っておりますが、どうでしょうか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 来年度の教室が足りないとなる学年が5年生のクラスで、来年度は6年生のクラスになりますので、ひとまず、期間としては、1年度、来年度の1年間の借用と考えおります。

ガスセンターというところで、ご心配ということではあるかと思っておりますが、ガスセンターの事務所というところではありますので、そのあたりとしては、今回1年間利用するという点では問題ないと考えております。

以上です。

○中島直樹委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 1年後は、そうしますと、学校の中を活用していくと、そういう考え方でよろしいわけですか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 令和8年度1年間お借りしてということで考えておるんですが、ただ、また来年度、再来年度に向けて、例えば新入生が増えたり、特別支援学級のクラスが必要になるなど、いろいろな事情がありますので、来年度の半ばあたりにある程度検討し、学校と調整の上進めていきたいと思っています。

以上です。

○中島直樹委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 それを考えますと、旧J A井泉の場所は不適だと私は思うんですね。一方で、羽生東小の部屋の空き状況というのは不確定でありますので、やはり学童保育室の場所は、もう少しやっぱり検討したほうがよろしいと思います。万が一事故があつてからでは遅いですね。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 おっしゃるとおり、学校施設内に余裕教室があれば、そういった対応が可能であるかなとは思いますが、小学校内に余裕教室というところが一部屋もないということで伺っておりますので、また羽生東小近くで公共施設とすると、例えば公民館ですとかあるかと思うんですが、そちらまでやはり距離はありますので、学校から近いところで、一定程度利用が可能な施設ということと、今回お借りする賃借料についても、国と県から3分の1ずつで補助をいただけるというところも民間の施設を利用したいと進めさせていただいた理由となります。来年度を利用させていただいて運営できればと思います。

以上です。

○中島直樹委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 子どもたちの保育できる場所については、リスクのないところで、そういうことを最善の場所として行政は考えるべきだと思いますので、そこは、この先は問答しても仕方ありませんので、リスクのない場所をお願いしたいと思います。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 承知しました。今後検討する際には、今回いただいたご意見に

についても考慮の上検討いたします。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 74ページ、子ども・子育て支援事業で確認なんですけれども、通常だと18節の負担金補助及び交付金のフードパントリー事業等補助金というのが30万円となっていると思うんですね。臨時議会のほうで前倒しでやったのかなというところなんですけれども、この金額自体、結構物価高でこういう事業も大変なので、もうちょっと増額するとか、そういった考えというのがあるのかどうかというのを伺います。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 今回、1月の臨時議会に、フードパントリー事業等について載せており、今回当初予算には載せてはございません。

また、事業者からもそういった物価高だというお話をいただいておりますので、今後については検討させていただければと思っております。

以上です。

○中島直樹委員長 ほかにございますか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 暫時休憩します。

午後 2時50分 休憩

午後 2時52分 開議

○中島直樹委員長 再開します。

議案第2号、健康づくり推進課所管部分について、健康づくり推進課長に説明を求めます。

健康づくり推進課長。

○本間健史健康づくり推進課長 健康づくり推進課長の本間です。よろしくお願いたします。

本日同席しております職員を紹介します。健康づくり推進係長の齋藤です。

○齋藤知宣健康づくり推進係長 齋藤です。よろしくお願いいたします。

○本間健史健康づくり推進課長 それでは、着座にて説明します。

議案第2号 令和8年度羽生市一般会計歳入歳出予算のうち、健康づくり推進課所管部分について説明いたします。

予算説明書、参考資料1の85ページを御覧ください。

保健衛生総務一般経費1,675万6,000円の主なものについて申し上げます。

第1節報酬、健康づくり推進協議会委員報酬5万7,000円は、令和8年度に策定する第4次羽生市健康づくり計画の審議があり、協議会を例年1回のところ、2回開催するための委員10名の報酬となります。

次に、第12節委託料の主なものは、第4次羽生市健康づくり計画策定業務委託料388万3,000円は、第3次の計画が令和8年度末で期限となることから、令和9年度から令和13年度までの5か年の計画を策定するための業務委託料になります。

第13節使用料及び賃借料432万1,000円は、予防接種やがん検診等のデータを管理する健康管理システムの使用料です。システム標準化対応のため、令和7年度予算より58万円増額となっておりますが、令和8年度中にはシステム標準化対応が見込めないため、AGS株式会社との契約は、令和6年度同額となる予定です。

第18節負担金補助及び交付金の主なものについて申し上げます。

まず、負担金の主なものは、在宅当番医制運営費負担金131万円は、羽生市、加須市において、日曜日・祝日及び年末年始において、医療提供する事業者への負担金です。委託先は北埼玉医師会になります。

次に、86ページ、東部北地区第二次救急医療病院運営費負担金368万4,000円及び東部北地区第二次小児救急医療負担金191万5,000円につきましては、圏域内の羽生市、加須市、久喜市、幸手市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町の6市2町で、圏域内救急病院が行う第二次救急体制事業に係る費用を負担するものです。

次に、補助金につきましては、食生活改善推進員協議会及び健康運動普及推進員協議会への補助金です。

次に、交付金の主なものにつきましては、がん患者ウィッグ等購入費助成金26万円は、がん治療に伴う外見の悩みを抱えるがん患者の心理的及び経済的な負担を軽減するため、ウィッグや胸部補整具等の購入に対し、それぞれ1万円以内、1回限りで助成を

するものです。令和7年度の半年間の申込み実績13名だったことから、令和8年度は2倍の26名で積算しております。

健康教育事業の主なものについて申し上げます。

第13節使用料及び賃借料の主なものは、歩数管理アプリ使用料で、令和6年4月から参加をしている埼玉県コバトンALKOOマイレージの使用料43万5,000円です。

次に、87ページ、予防事業の主なものについて申し上げます。

88ページを御覧ください。

第11節役務費のキャッシュレス決済事務手数料1万1,000円及び第13節使用料及び賃借料の窓口キャッシュレス決済システム使用料8万2,000円は、令和8年度からの新規事業で、狂犬病予防注射の注射済票交付手数料や犬の登録料の支払いを窓口でキャッシュレス支払いに対応するための手数料や使用料になります。令和9年1月からの開始を予定しており、3か月分を計上しております。この窓口キャッシュレス事業の概要は、柳沢議員の議案質疑にもありましたとおり、機器の導入等を企画課が行いますけれども、手数料、使用料は各事業課で予算することとなっております。

第12節委託料の主なものは、予防接種法に基づく高齢者に対する肺炎球菌予防接種や高齢者インフルエンザ、新型コロナウイルスワクチン接種、また昨年度から定期接種化した带状疱疹ワクチン等の実施に係る各医療機関への委託料です。各予防接種の令和7年度予算と令和8年度予算の比較で差が大きい部分につきましては、令和7年度は带状疱疹ワクチン接種の初年度だったり、新型コロナウイルスワクチンの国からの公費助成がなくなったりしたことで、接種者の予測がしにくかったものによるものです。令和8年度はおおむね実績に基づき予算組みをしております。

次に、集合狂犬病予防注射事務補助業務委託料4万3,000円は、令和8年度から予防接種の日程を大幅に見直し、これまで9日間、11か所で行っていたものを4日間、8か所にするのに際し、予防注射をスムーズに進めるとともに、会場設置や撤収を速みやかに行うため、シルバー人材センターに事務補助を委託するものです。

次に、健康診査事業の主なものについて申し上げます。

第1節報酬123万9,000円は、各種健診や予防接種業務に係る会計年度任用職員1名の報酬です。

89ページを御覧ください。

第10節需用費の主なものは、がん検診の勧奨用はがきや各種がん検診の受診票等の印刷製本費429万7,000円です。

第11節役務費481万8,000円は、がん検診の勧奨用はがき及びがん検診推進事業の対象者へ無料のクーポン券の郵送料です。

次に、第12節委託料の主なものについて申し上げます。

令和8年度からがん検診を集団、個別に分けて予算組みをしております。集団検針委託料2,383万4,000円については、集団検診で実施する胃がん、乳がん、肺がん、子宮頸がんに対する委託料です。

個別がん検診委託料1,912万9,000円については、羽生市医師会に所属する医療機関で実施する大腸がん、前立腺がん、子宮頸がん、乳がん検診に対する委託料です。

基本健康診査等委託料343万3,000円は、20歳から39歳までの健康診査が受けられない方及び40歳以上の生活保護受給者等を対象に実施する基本健康診査及びB・C型肝炎ウイルス検査に対する医療機関への委託料です。

成人歯科健診委託料296万8,000円は、歯周病の予防や、歯の健康状態の確認等を実施する医療機関への委託料です。

次に、健康相談事業の主なものについて申し上げます。

第12節委託料の主なものは、こころの健康や病気について、精神科医師や臨床心理士による相談窓口の心の健康相談委託料38万1,000円です。

次に、92ページを御覧ください。

保健センター一般経費の主なものについて申し上げます。

第10節需用費の主なものは、保健センターの光熱水費のうち、電気料163万5,000円です。

第12節委託料251万2,000円は、施設の設備機器の保守や夜間警備等に要する費用です。

次のページ、93ページでございます費用で、施設が老朽化しており、今後の修繕箇所を確認、診断するための施設点検等業務委託料69万3,000円を計上しております。

第13節使用料及び賃借料130万2,000円は、保健センターの駐車場として借用している土地の借上料になります。

第14節工事請負費の30万3,000円は、賃借している保健センターの東側駐車場に標識ロープを施工し、事故のリスクを低減するとともに、効率的に駐車できるようにするもので、これは令和8年度からこども家庭課において、5歳児健診を開始するのに際し、来場者の増加が予想されることから整備するものです。

第17節備品購入費7万円は、消火器10型7本の費用です。10年に1回の更新で、令和8年度が更新年となります。

以上で説明を終わります。

○中島直樹委員長 ただいまの健康づくり推進課長の説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方はどうぞ。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 重点事業についてお伺いいたします。

○中島直樹委員長 健康づくり推進課長。

○本間健史健康づくり推進課長 それでは、健康づくり推進課の新規事業2点と重点事業2点ご説明いたします。

新規事業、1点目、第4次羽生市健康づくり計画の策定業務がございます。これにつきましては、第3次計画が令和4年度から令和8年度の5年間で、令和8年度が最終年です。この計画につきましては、健康増進法に基づきまして、健康づくりの推進、食育基本法に基づく食育への取組推進、口腔保健、自殺対策計画などを包括した計画となっております。市民に対してアンケート調査等を実施するとともに、健康づくりの課題抽出を行なって、第4次計画を策定していくものとなります。令和9年度から令和13年度の5か年計画となっております。

2点目です。キャッシュレス決済の推進になります。令和9年1月から3か月分予算を取っておりまして、システム使用料、先ほど川田委員からもありましたけれども、手数料の3.6%がかかってくるという形になります。

令和8年度は、1月から3月ということで、窓口だけのキャッシュレスになるんですけども、令和9年度からは公民館や保健センターで行なっております集合注射の外に端末を持って行ってキャッシュレスを行う形を考えております。

続きまして、重点事業です。

1点目が、毎年やっておりますがん検診の事業になります。こちらにつきましては、がん検診、それから国保の特定健診、共に受診率が低いことから、共同で検診等をでき

るように検討を進めてまいりたいと考えております。

それから、重点事業の2点目です。

定期予防接種事業です。こちらも毎年やっていることなんですけれども、広報等でもお知らせしましたとおり、4月から高齢者の肺炎球菌ワクチンの種類が変更になるということになりますので、周知の部分。それから、10月から高齢者のインフルエンザワクチンにつきましては、高用量ワクチン、約4倍のワクチン、それが75歳以上に適用になるという新たな取組ができますので、その辺の周知とか、医師会との調整を進めていきたいと考えております。

以上です。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

川田委員。

○川田真也委員 すみません、お疲れさまです。

ワクチンの件でちょっと教えてほしいんですけれども、コロナウイルスワクチンの委託料で1,354万2,000円とっていますけれども、実際のところ、受けている方というのは、今どれくらいいるんですか。

○中島直樹委員長 健康づくり推進課長。

○本間健史健康づくり推進課長 この部分で、実績に応じてということではさせていただいていたんですけれども、実際は、令和6年度で17%という説明があったかなと思うんですが、実際、令和7年度は国の補助もなくなって、自己負担額が1万1,800円ということで高額になったところもありまして、今のところ、接種率でいくと5%程度です。実際、対象者が1万6,700人程度なんですけれども、接種者が900人。

以上です。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 ありがとうございます、詳しく。

私なんか思うんですけれども、もうそろそろコロナワクチンもそんなにとくと、聞こえてしまうと怒られてしまうかもしれないですが、自主的に打ちたい方は払っていただいてくださいというようにしていったら、負担を減らしながら、これは我々、課長、同級生なんだろうと思うんですけれども、どらかというと、带状疱疹のワクチンをもうちょっと若い人にも補助をいただいたり、後は若年層、特に20代、30代前半の子たち

というのは、多分水ぼうそうの集団予防接種とかやっていないのでかかってしまうんですよね、帯状疱疹に。共通の親戚にも20代でかかってしまった子がいて大変だったのを知っていると思うんだけど、そういうのを見ると、やっぱり現役世代等にも帯状疱疹ワクチンの予防接種等の補助とかというのをそろそろ働きかけていただきたいなと思います、いかがでしょうか。

○中島直樹委員長 健康づくり推進課長。

○本間健史健康づくり推進課長 新型コロナにつきましては、先ほど17%から、今は5%ということで、実際は、かかるんだけど、予防接種するかと言ったら、多分、そこは大分少なくなっているかなと。それに対しては予算はそこそこ高い接種料にはなりません。帯状疱疹につきましては、去年から定期接種になり、65歳以上の方ということで補助もあります。生ワクチンと不活化ワクチン、2種類ございまして、どっちを打つ人が多いのかなというところでは、高いほうの不活化ワクチンを打つ人のほうが多くなっています。ですから、それだけ重症化すると後が大変だというのは皆さんもご存じのとおりというところではございます。

ただ、羽生市といたしましては、帯状疱疹だけでなくコロナもそうだし、肺炎球菌もそうですけれども、ほかの市町村、特に西部地区におきましては、自己負担が少なく、公費負担を多くというところではあるんですけれども、羽生市につきましては、皆さんもご存じのとおり、財政状況がそれほどいうところもございまして、基本的な方針としては、国が示す手技料、お医者さんの手数料ですね、その部分が国から示されておりますので、それを公費負担として補助するというところで基本方針を取っております。

というところで、なかなかそれを上乗せして何かをやるかというのは、なかなか今のところ難しいという状況もありますので、この周りの状況を確認しながらなんですけれども、やはり若年層も含め、帯状疱疹もう少し手厚くという声、川田委員からは、前からその話は伺っておりますので、今後、周りの市町村も含め、確認しながら進めてまいりたいというふうに考えています。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 保健センターのところなんですけれども、自動ドアの保守点検委託料とか、空調設備とかの委託料とか、結構いろいろ保守点検があるんですけれども、これは何か、何年間に1回とか、どういうタイミングでこれを実施するのかについてお伺い

たします。

○中島直樹委員長 健康づくり推進課長。

○本間健史健康づくり推進課長 いろいろ委託料関係あるんですけども、基本的には、これからは毎年というふうに考えています。自動ドアの保守点検とかもそうなんですけれども、保健センター、建物が古くて雨漏りしていて自動ドア壊れていたんですけども、皆さん行ったことがあると思うんですけども、上ガラス張りになっていて、あそこをコーキングやったら雨漏りが止まったので、自動ドア使えるだろうという観点で、衛生的にも二重ドアで自動ドアがないと、健診とかやりますから、そういったところで、自動ドアの保守を行います。あと、そのほかに施設点検につきましても、これから、どこがどう悪いのかさえも分かっていないところなので、1回見てもらって修繕箇所を確認していかなければならないかなというふうに思います。

こども家庭課で、5歳児健診とか新しいものが始まってきますので、そういったところで少しでも設備は見ていかななくてはならないかなというふうに考えています。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 同じ保健センターのところで、保健センターの駐車場整備工事請負費ということで、先ほど何か説明のほうでは駐車しやすいようにするとか何かそういうふうな話、説明があったと思うんですけども、具体的にはこれどういうふうに。

○中島直樹委員長 健康づくり推進課長。

○本間健史健康づくり推進課長 難しく言ったんですけども、簡単に言うとトラロープ張って止めやすくするという、今は何もない状態で、本当に空き地というか、広場があるだけなので、そこに皆さん来たら勝手に壁沿いに止めているんですけども、それをトラロープ張って、止めやすいようにして、効率よくちゃんと止められるようにしようという、そういうことです。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 金額も結構高いのかと、トラロープというのは高いものなんですか、その物自体は。作業がすごくかかるのか、ちょっとその辺どうなのか。

○中島直樹委員長 健康づくり推進課長。

○本間健史健康づくり推進課長 前にも自作というか、自分たちでやってみようというん

でやったんですけれども、素人でやると波々になって、くぎとかが逆に出てパンクさせてしまったりとか、そういうがあるので、実際トラロープ自体はそんなに高いものじゃないと思うんですけれども、技術料というか、そういった部分がお金かかるかなというふうに考えております。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 コバトンALKOOマイレージというところも言っていると思うんですけれども、その登録者が増えているとかどうかとか、利用状況とか、詳細についてお伺いします。

○中島直樹委員長 健康づくり推進課長。

○本間健史健康づくり推進課長 前回たしか決算のときに、400人ちょっとというところでお答えしたことがあるんですけれども、現在、1月末現在で507人というところで少し、ということで皆さんもよろしくお願ひします。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 その増やす取組とか、これはあれですか、健康増進とか、そういう意味もあるんでしょうか。ちょっとその辺をお伺ひいたします。

○中島直樹委員長 健康づくり推進課長。

○本間健史健康づくり推進課長 この事業につきましては、健康チャレンジ事業というところで今までやっていたんですけれども、それに代わる事業というところで、ウォーキングアプリというのを出しました。いろいろなイベント、スポレクフェスタだったり、後は当課でやっています食の講座であったりとか、いろいろな講座ごとに、皆さん今スマホ持っていますから、それで二次元コードを読んでいただいて、その場で落とさせていただいて始めていただくと。ポイントもそのときに登録してもらえれば200ポイントつきますよとか、そういったことで加算とかさせていただいたり、アドバンテージをつけて普及をさせたりというふうにやっております。また広報にも載せて、ホームページとか載せて周知はしていきますけれども、イベントごとに周知は図っております。

以上です。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 それでは、暫時休憩します。

午後 3時17分 休 憩

午後 3時17分 開 議

○中島直樹委員長 再開します。

○中島直樹委員長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時17分 散 会